

JA鹿児島県信連の現況 2025



目 次



ごあいさつ	1
-------------	---

経 営

1. 経営方針	2
2. 業務の適正を確保するための体制	3
3. リスク管理の状況	5
4. 系統組織（JAグループ）のしくみ	13
5. JAバンクシステム	14
6. 事業の概況	16

事業内容

7. 地域貢献情報	18
8. トピックス	27
9. 主な事業のご案内	29
10. 主な取扱商品	30

組 織

11. 組織	35
12. 役員等の報酬体系	37
13. 沿革・あゆみ	38

経営資料編—1

I. 決算の状況	39
II. 損益の状況	57
III. 事業の概況	59
IV. 経営諸指標	65

経営資料編—2

V. 自己資本の充実の状況	66
---------------------	----

索 引	85
-----------	----



経営管理委員会会長 中條 秀二



代表理事理事長 青山 健司

平素より、私ども鹿児島県信用農業協同組合連合会（ＪＡ鹿児島県信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

本会は、昭和23年の設立以来、県下の農業協同組合（ＪＡ）とともに、農業専門金融機関として、鹿児島県農業の振興と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として、地域社会、経済の発展に貢献すべく、事業の展開に努めてまいりました。

さて、わが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されていますが、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

農業を取り巻く情勢は、世界情勢の不安定化や気候変動、円安進行が農業生産資材等価格を押し上げたことで、日本農業に深刻な打撃を及ぼしています。また、食料・農業・農村基本法の改正に伴い、ＪＡグループ等農業関係団体が基本理念の実現や食料・農業・農村振興に重要な役割を果たすことが求められており、ＪＡグループ内外と連携して今後もその役割を発揮していく必要があります。このような中、本県の農業は、農業産出額が7年連続全国2位となり、日本を代表する食糧生産基地として、本県農業への期待は高まっております。

これらの情勢を踏まえ、ＪＡバンクでは、ＪＡ・信連・農林中金が一体となった「ＪＡバンクシステム」の運営により、さらなる経営の健全性・信頼性確保に取り組むとともに、農業専門金融機関としての本来的役割発揮、ならびに地域金融機関としての総合金融サービスの提供に努め、組合員・地域の皆さま方に信頼されるよう取り組んでまいり所存でございます。

更に、ＪＡグループでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする「ＪＡグループ自己改革」に取り組んでおります。本会といたしましても、「ＪＡバンク自己改革」の取組みにより、引き続き金融サービスの提供を通じて農業の振興と地域社会の発展に貢献してまいります。

今般、本会に対するご理解・ご信頼を一層深めていただくため、ＪＡ鹿児島県信連の経営方針・事業の内容、令和6年度の業績等を取りまとめた「ＪＡ鹿児島県信連の現況 2025」（ディスクロージャー誌）を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。今後とも皆さまの一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

経営管理委員会会長 中 條 秀 二
代表理事理事長 青 山 健 司

1. 経営方針

【経営方針】

- 県域を営業エリアとする地域金融機関として、担い手および農業関連産業や地場企業等に対し、ＪＡ等との連携による総合金融サービスの提供を通して、農業基盤の拡充と地域社会の発展に貢献します。
- 県段階の連合組織金融機関として、ＪＡへの支援・指導と安定的利益還元を通してＪＡの事業機能を強化し、「組合員・利用者から信頼され、地域と密着したＪＡバンク鹿児島」を確立します。

【中期経営計画・事業計画】

「ＪＡバンク統一運営中期戦略」（令和７年度～令和９年度）に掲げた基本目標『利用者がつながりたくなるＪＡバンク鹿児島』と『総合事業全体での経営戦略の高度化』を目指し、本会においては「信連中期３か年計画」（令和７年度～令和９年度）に基づき、６つの主要施策の実践に取り組んでいます。

ＪＡバンク統一運営中期戦略

利用者がつながりたくなるＪＡバンク鹿児島

総合事業全体での経営戦略の高度化

基本方針

- ★ 金融仲介機能を発揮し、ＪＡ自らが経営戦略を検討・実践する
- ★ 組合員・利用者から信頼されるＪＡの構築
- ★ 総合事業体で最適かつ関連性ある経営戦略の策定

主要施策

- 事業間連携強化による農業メインバンク機能の発揮
- ＪＡバンクローンの取組強化を通じた事業基盤・収益基盤の確立
- 安定的かつ低コストな資金調達とライフプランサポートの実践
- 体験やサービスを通じた地域とのつながり強化
- 徹底した業務効率化の実践
- 信用事業を担う人材の育成
- 内部管理態勢の構築・健全性確保



信連中期３か年計画主要施策

1 金融仲介機能の発揮による収益確保

2 適切な財務・リスク管理に基づく
安定的収益還元

3 つながりたくなるＪＡバンク鹿児島の確立と
総合事業全体での経営戦略の高度化

4 人的資本の充実

5 経営管理・内部管理態勢の強化

6 業務効率化

2. 業務の適正を確保するための体制

【内部統制システム基本方針】

本会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制システムに関する基本方針を次のとおり制定しています。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、役職員の行動規範や倫理等を「コンプライアンスの基本方針」として定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要な経営判断などの意思決定を行うにあたっては、定款や組織規程の職務権限等の決定手順を遵守する。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員が外部の法律事務所に相談・情報提供できる制度（ヘルプライン）を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメントの基本方針」を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、意思決定機関としてリスク管理委員会、担当部署としてリスク審査室を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ運用部門に経済資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 中期計画および事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される経営企画会議を設置し、常時または随時の経営課題や理事会・経営管理委員会の決議事項にかかる原案等の検討を行う。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
5. 内部監査体制
- (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 監査室は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査報告書を理事長に報告する。理事長は、定期的に内部監査の結果を理事会に、内部監査の状況を経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
6. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
- (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
 - (2) 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、室長および必要な職員を配置する。
 - (3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
7. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
 - (2) リスク審査室は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
8. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 適正な目的により監事へ報告を行った本会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
9. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針
- 監事とその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

3. リスク管理の状況

【 リスク管理方針 】

金融自由化、国際化の本格的進展、業務の多様化により、金融機関が内包するリスクは信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクなど多岐にわたり増大する傾向にあります。こうした環境の中で、本会は、様々なリスクを統合的にマネジメントすることを目的とした「リスクマネジメントの基本方針」を定め、ALM（資産・負債総合管理）や諸リスク管理体制の強化を最重要課題として、その取り組み強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。本会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

○ リスクマネジメント

1. 市場リスク管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

本会の市場リスクに係る経営戦略は、経営体としてのリスク許容量を踏まえ、ALMの実践により、調達・運用ギャップを適切にマネジメントし、中長期的な収支の確保・安定化に努めています。

2. 信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

本会の信用リスクに係る経営戦略は、良質な貸出資産の積み上げを基本として、業種集中及び大口集中等によるリスクを回避することにより安定的な収益の確保に努めています。

3. 流動性リスク管理

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。（市場流動性リスク）

本会の流動性リスクに係る経営戦略は、系統資金動向、大口資金決済の情報、内外経済・政治の動向を踏まえつつ、金融市場における資金の効率的運用と資金の安定的流動性確保を基本に、バランスの取れたマネジメントを行います。

4. オペレーショナル・リスク管理

（1）事務リスク管理

本会が行う業務にかかる事務について、手続きに定められたとおりに事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク、実務規定の整備が不十分または規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスクのことです。

本会の事務リスクに係る経営戦略は、事務リスクは全ての業務に存在していることを認識し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じています。

(2) システムリスク管理

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことで、

本会のシステムリスクに係る経営戦略は、リスクが顕在化した場合の影響が広域化・深刻化することを認識し、発生防止及び緊急時の対応等、適切な方策を講じています。

(3) 法務・人的リスク管理

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失や取引上のトラブルが発生するリスクのことで、(法務リスク)

労務慣行の問題、労働安全衛生環境の問題または役職員等の不法行為により本会が使用者責任を問われる問題に起因して、本会が損失を被るリスクのことで、(人的リスク)

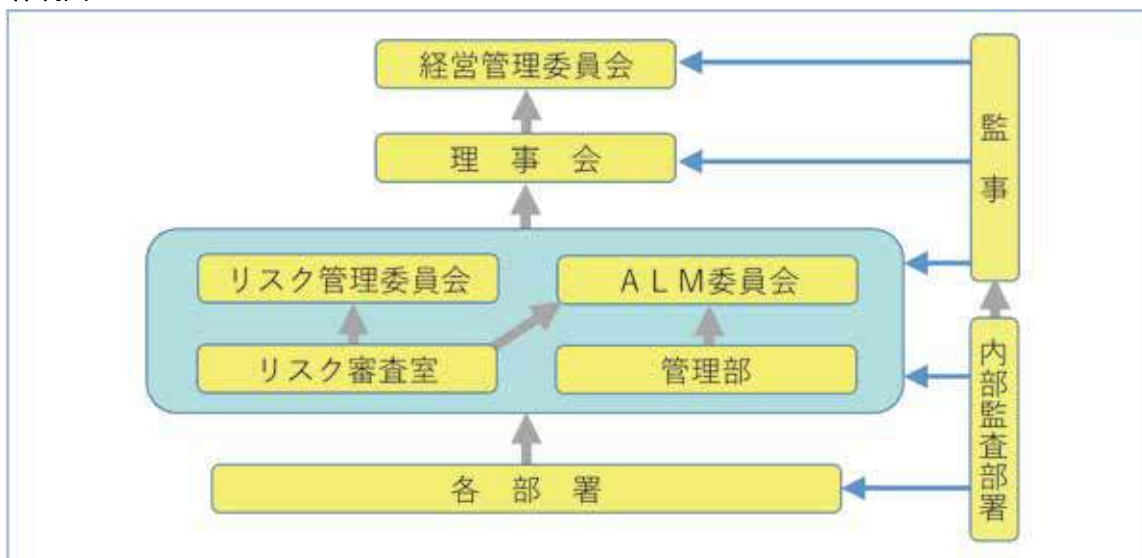
本会の法務リスク・人的リスクに係る経営戦略は、本会の社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令やルールを厳格に遵守した誠実かつ公平な事業運営を遂行しています。

○ リスク・ALM管理体制

市場リスク・信用リスク等を総合的に管理するため、リスク審査室を設置して、適切な内部管理を実施するとともに、リスク管理委員会を開催し、諸リスクの把握・分析等、リスク管理態勢の強化に努めています。

また、ALM委員会の開催により、資産・負債の動向把握とともに金融・経済の見通しを分析・検討し、調達・運用方針を協議・決定しています。

体制図



○ 貸出審査体制

融資審査機能の充実をはかるため、融資部門とは独立したリスク審査室を設置して、厳正な審査に努めるとともに、融資全体の各種リスクを回避するためのモニタリングを行うなど、融資の安全性・成長性・収益性等をあらゆる角度から審査しています。

○ 内部監査体制

内部管理体制の強化をはかるため、監査室を設置して、全部署に対し年1回以上の内部監査を実施しています。

内部監査にあたっては、事務処理の厳正化による事故の未然防止等の観点から、改善勧告を行い、適切な事務処理・管理体制の徹底に努めています。

【コンプライアンスの基本方針】

本会は、コンプライアンスを経営上の最重要課題として位置付け、系統金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすため、以下の基本方針を定め、遵守しています。

1. 基本的使命と社会的責任

本会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法律等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

【個人情報保護方針】

本会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが本会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しています。

1. 関係法令等の遵守

本会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および本会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

本会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、本会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

本会の個人情報等の利用目的は、本会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

本会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

本会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、職員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

本会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

本会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

本会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

本会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

本会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

本会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

本会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

本会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒890-8515 鹿児島県鹿児島市鴨池新町15番地
鹿児島県信用農業協同組合連合会 リスク審査室
TEL 099-258-5268

【金融商品の勧誘方針】

本会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めています。

本会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【貸出運営についての考え方】

本会の融資は、組合員および地域の皆さまがJAにお預けいただいた貯金を源泉としています。

「地域で調達した資金を地域のために還元する」ことを融資の基本とし、本会は、以下の基本的考え方に基づき、地域振興・地場産業振興および社会福祉の向上のため、農業担い手、農業関連企業・団体、地場企業ならびに地方公共団体など幅広くかつ積極的に融資対応いたします。

1. 農業政策ならびに経済金融情勢の動向把握に努め、農業振興および地域経済の活性化や融資先の資金ニーズに的確に対応し、農業のメインバンクならびに地域密着型の金融機関としての役割を果たすとともに、融資にかかる法令・監督指針等を遵守した健全な融資に取り組みます。
2. 融資営業態勢・融資審査態勢の充実・強化をはかり、農業担い手や地場企業等に対する積極的な融資営業に取り組むとともに、リスク管理の強化や旧中小企業金融円滑化法に基づく適切な対応をはかります。

【利益相反管理方針】

本会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定め、遵守しています。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、本会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと本会の間の利益が相反する類型
- (2) 本会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

本会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、本会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 本会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、本会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

本会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【金融ADR制度への対応】

本会は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（以下「JAバンク相談所」といいます。）と連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

また、本会では、紛争解決措置として、鹿児島県弁護士会（外部機関）を利用しています。

1. 本会の苦情等受付窓口：リスク審査室（電話：099-258-5268）（月～金 9:00～17:00）
2. JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）（月～金 9:00～17:00）

【利用者保護等管理方針】

本会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 本会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 本会との取引に伴い、本会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針 】

本会は、事業を行うにあたり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組んでいます。

あわせて、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨んでいます。

1. 本会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、本会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. 本会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

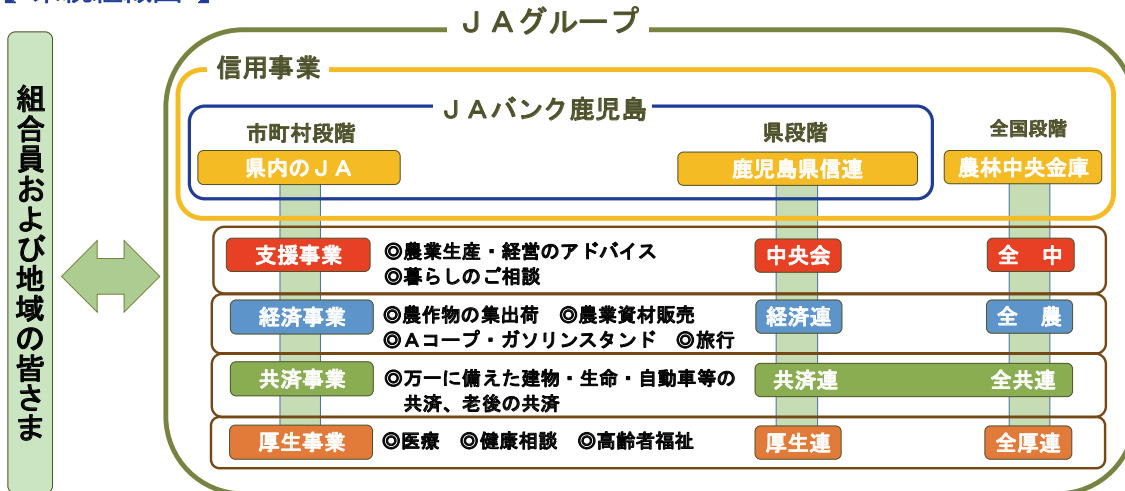
3. 本会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 本会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 本会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

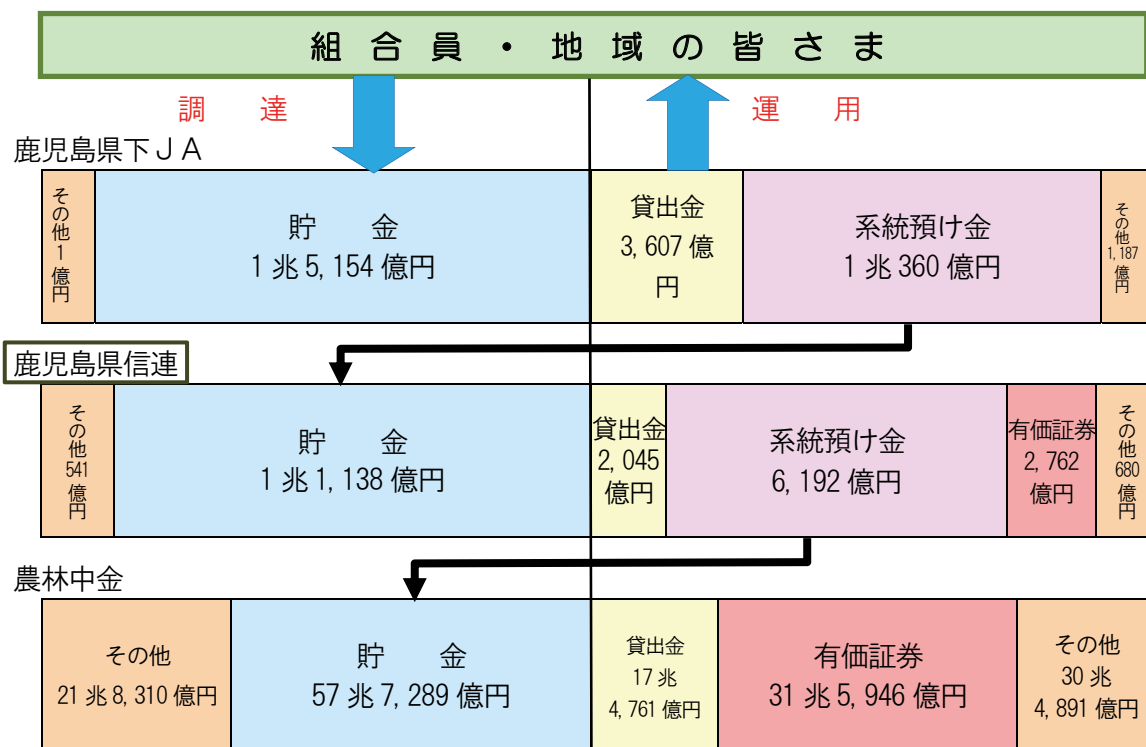
4. 系統組織（JAグループ）のしくみ

【系統組織図】



【JAバンク（系統組織）の資金の流れ】

（令和7年3月31日現在）



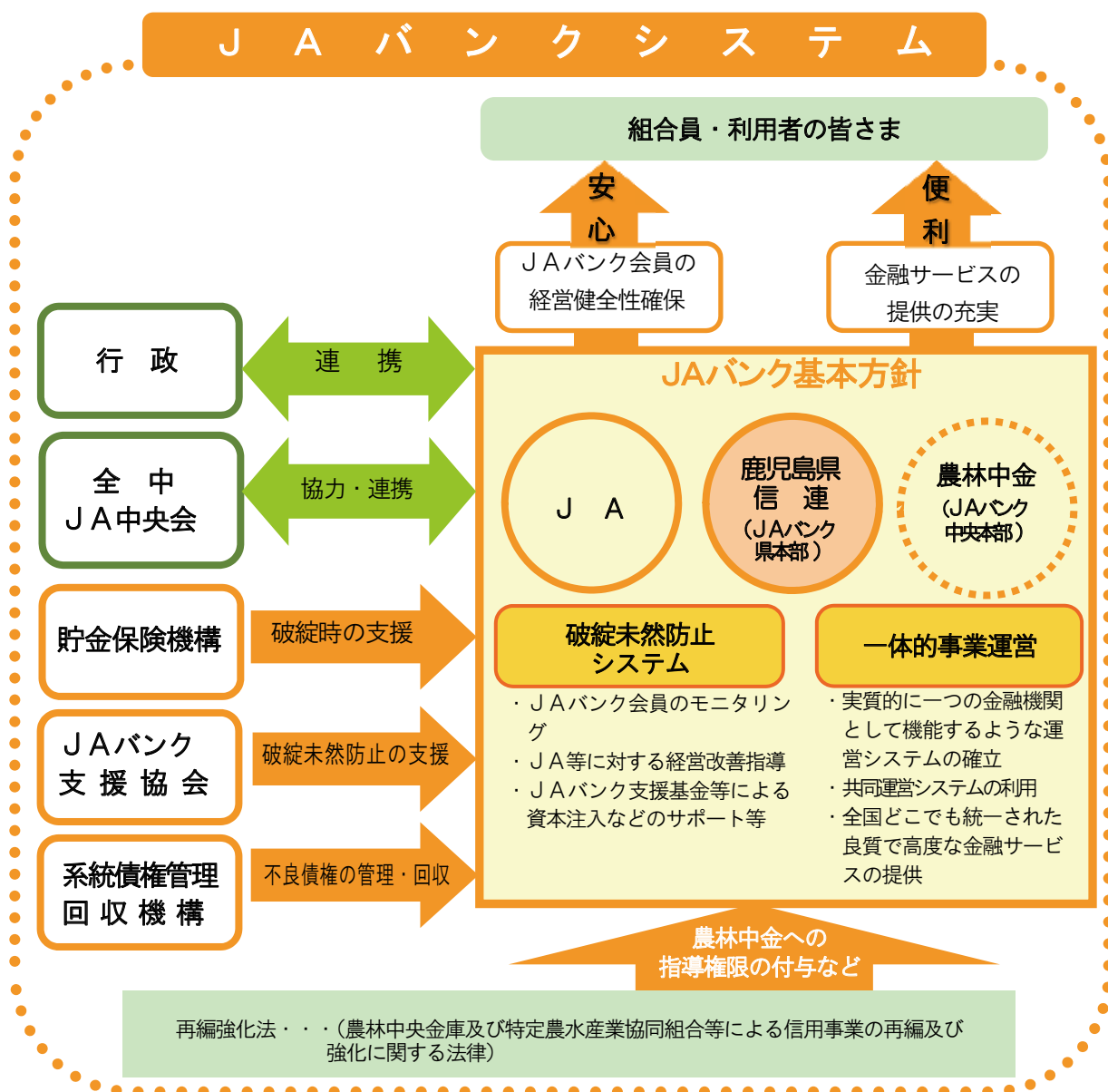
5. JAバンクシステム

【JAバンクシステム】

万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



【 JAバンク・セーフティーネット 】

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。

JAバンク・セーフティーネットのイメージ

破綻未然 防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は、1,651億円となっています。

貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

貯金保険制度とは、万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

【 JAバンク相談所 】

お客さまからの「苦情・相談等」に、公正な立場で迅速な解決をはかるため、「JAバンク相談所」が設置されています。

TEL : 03-6837-1359

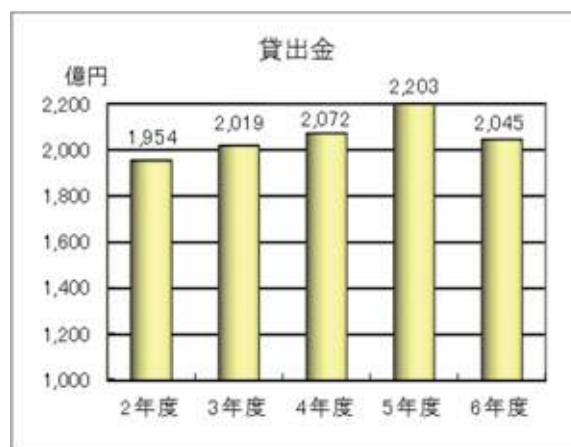
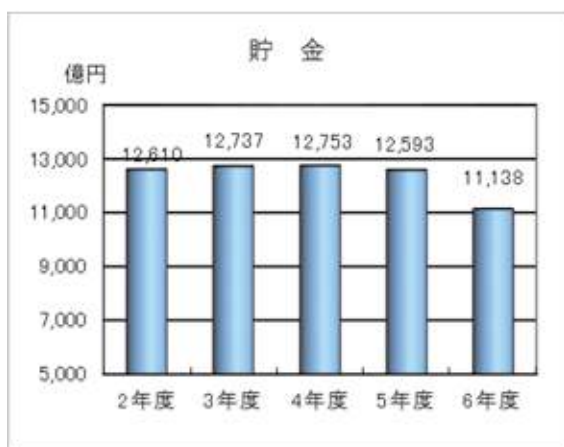
6. 事業の概況

【貯金】

資金繰りと資金収支を考慮した貯金調達に努めたものの、JAからの貯金および員外の公金貯金が減少したことから、期末残高は1兆1,138億円となりました。

【貸出金】

新規資金や融資枠更新を行いつつ、資金運用効率を考慮して運用を行ったことから、期末残高は2,045億円となりました。

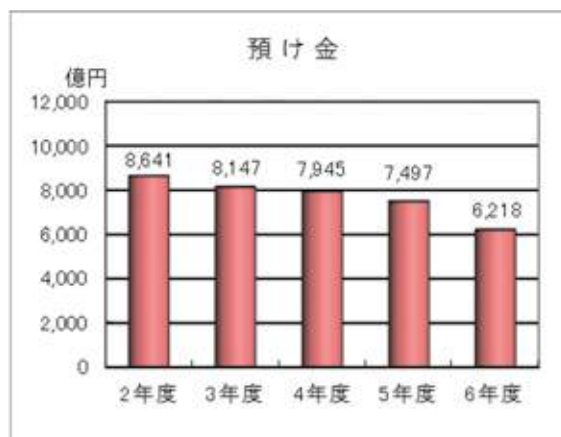
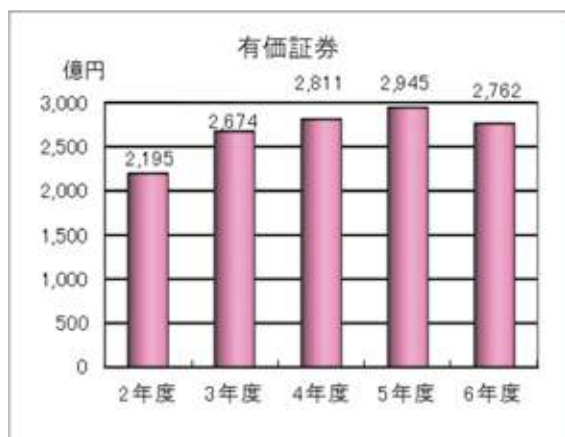


【有価証券】

世界的に金融政策の先行きが見通しにくいなか、安全性を重視し、機動的・効率的運用を行う一方、ポートフォリオの改善を図ったことから、期末残高は2,762億円となりました。

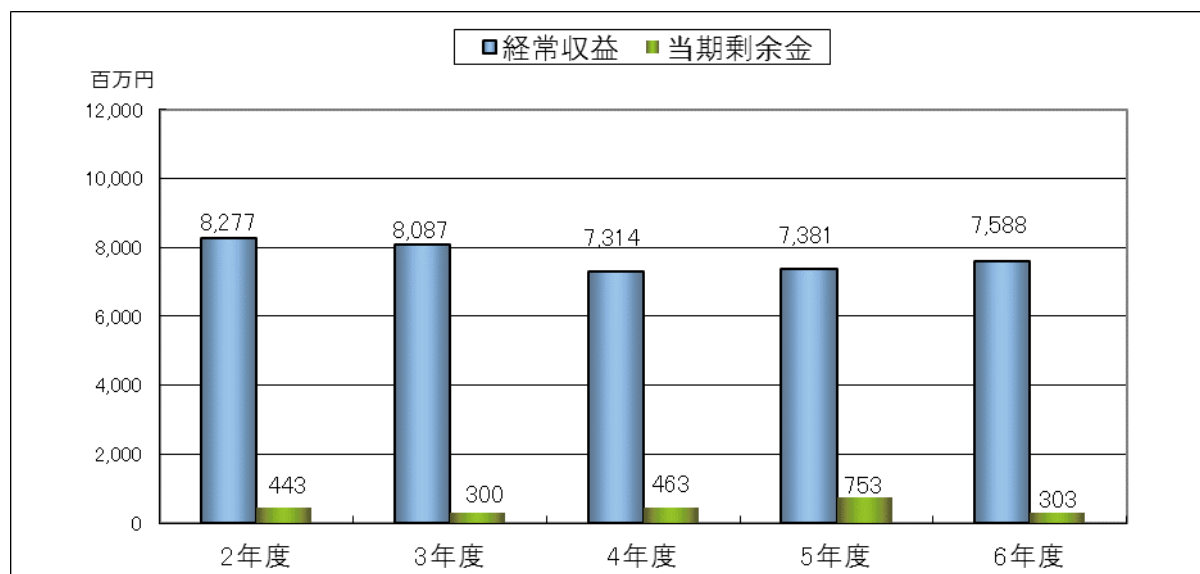
【預け金】

JA貯金および公金貯金の動向を踏まえ、資金繰り・金利環境等を考慮しながら預金運用に取り組んだことから、期末残高は6,218億円となりました。



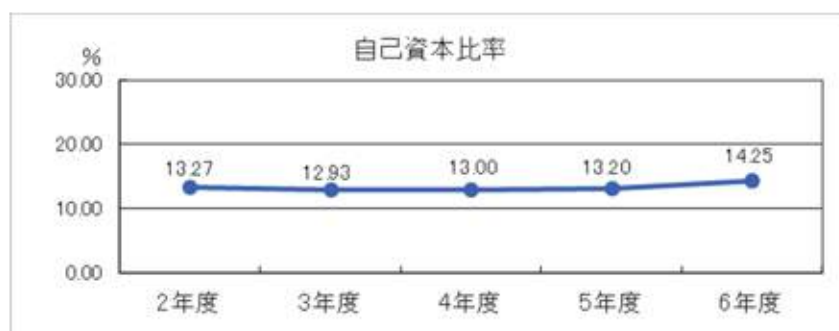
【 損益状況 】

経常収益は 75 億 88 百万円、経常利益は 4 億 29 百万円、当期剰余金は 3 億 3 百万円となりました。



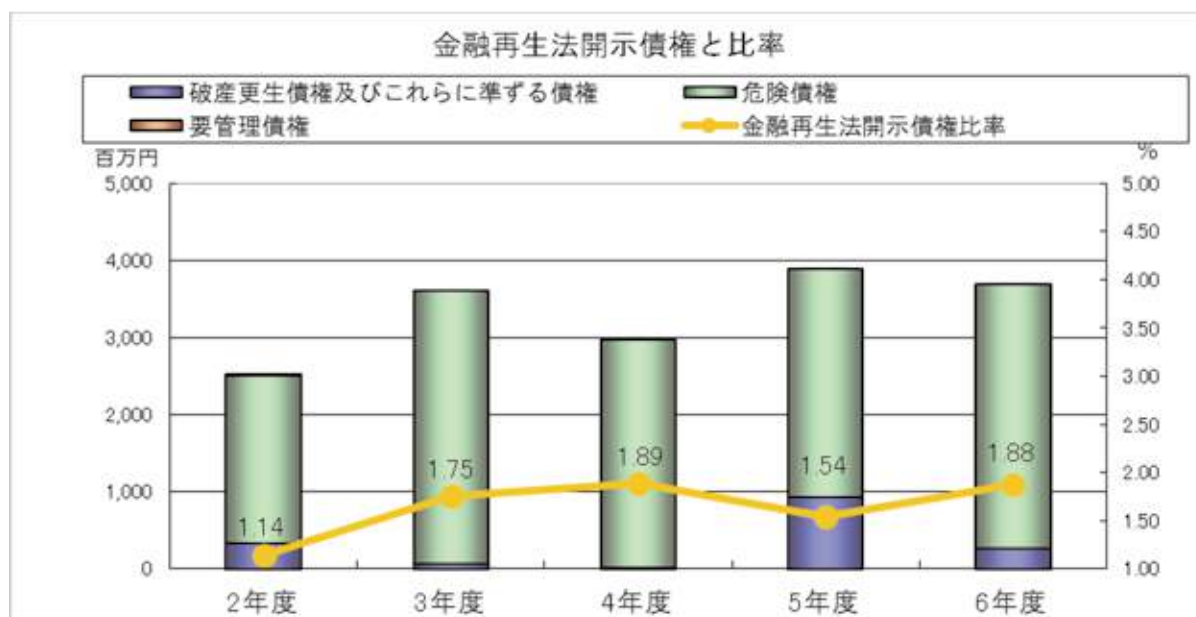
【 自己資本比率 】

自己資本比率は、当期剰余金の確保等により、令和 5 年度末より 1.05 ポイント上昇し、14.25%となりました。



【 金融再生法開示債権の残高・比率 】

金融再生法開示債権は 38 億 84 百万円、金融再生法開示債権比率は 1.88%となりました。



7. 地域貢献情報

本会は、鹿児島県を事業区域として、県下ＪＡ等が会員となり、相互扶助を共通の理念として運営されており、金融サービスの提供を通じて地域の農業育成をはかる農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

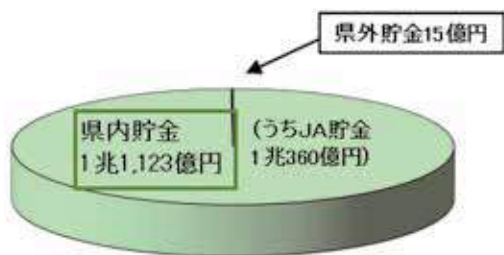
本会は、組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域振興ならびに地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融サービスの提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

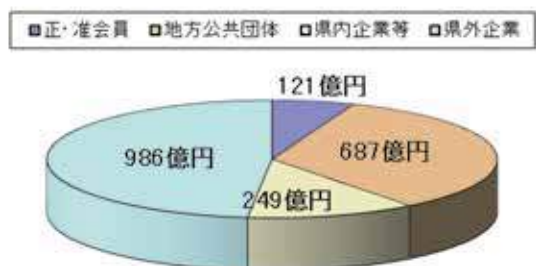
【 地域からの資金調達・地域への資金供給 】

本会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。本会では、資金を必要とする組合員の皆さま方や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体および地域社会の経済を支える県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

■ 貯金残高 １兆１,１３８ 億円



■ 貸出金残高 2,045 億円



【お客さま本位の業務運営に関する取組方針】

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。本会は、県段階の連合組織金融機関として、J Aへの支援・指導を通して、「組合員・利用者から信頼され、地域と密着したJ Aバンク鹿児島」の確立を目指した業務運営を行っています。

本会は、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」という。）を採択するとともに、県下J Aの信用事業をサポートする県段階の連合会組織として、県下J Aが組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献できるよう支援するため、以下の取組方針を定め、取り組んでいます。

1. お客さまへの最適な商品提供 【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

本会は、投資信託取扱J Aを支援する県域組織として、投資信託を販売する県下J Aが、お客さまのニーズに合った金融商品・サービスを提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。なお本会は、金融商品の組成に携わっておりません。

2. お客さま本位のご提案と情報提供【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

本会は、投資信託取扱J Aを支援する県域組織として、投資信託を販売する県下J Aが、お客さまの資産・負債の状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズに加え、ライフプランなどについて深く理解したうえで、お客さまの投資判断に資するような重要な事項(商品のリスク特性・手数料等)について、より丁寧に分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。

3. 利益相反の適切な管理 【原則3本文および(注)】

本会は、投資信託取扱J Aを支援する県域組織として、投資信託を販売する県下J Aによるお客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築 【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

本会は、投資信託取扱J Aを支援する県域組織として、投資信託を販売する県下J Aに対し、研修の実施や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築することができるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。

【地域密着型金融への取組み】

○ 農業者等の経営支援に関する取組み

本会は、「健全な事業を営む農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

○ 金融円滑化にかかる基本的方針

本会は、「健全な事業を営む農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

1. 本会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 本会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 本会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 本会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 本会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
本会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
（１）関係役員および部長・室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）専務を「金融円滑化管理責任者」とし、また、融資担当部署の部長・室長を「金融円滑化管理担当者」として、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 本会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

○ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

本会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達のお申込みを受けた場合には、お客さまの経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し、総合的に経営者保証の必要性等を検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について、丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して決定します。

○ 「金融円滑化・苦情相談対応等を適切に行うための体制整備」の概要

1. お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を、リスク審査室、融資課に設置しています。

○相談窓口について

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	鹿児島市鴨池新町 15 番地	リ ス ク 審 査 室	099-258-5275
		融 資 課	099-258-5271

※受付時間：月曜～金曜（土日・祝日を除く） 午前9時～午後5時

2. お客さまからの本会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、リスク審査室に受付窓口を設置しています。また、融資課で苦情を受けた場合には、本会所定の手続きに従って、速やかにリスク審査室に連絡し、リスク審査室と融資課が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しています。

○苦情・相談窓口について

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	鹿児島市鴨池新町 15 番地	リ ス ク 審 査 室	099-258-5268

※受付時間：月曜～金曜（土日・祝日を除く） 午前9時～午後5時

○ 令和6年度の金融円滑化対応状況

中小企業者に対する対応状況（令和6年4月～令和7年3月）

（単位：件）

	申込み	応 諾	審査中	謝 絶	取下げ
債権の数	33	33	0	0	0

住宅資金借入者に対する対応状況（令和6年4月～令和7年3月）

（単位：件）

	申込み	応 諾	審査中	謝 絶	取下げ
債権の数	0	0	0	0	0

○ 地域農業の発展や新規就農者・後継者等への支援

農業専門金融機関として、組合員やＪＡ・農業に関連する団体・企業などの資金需要に対応した運転資金や設備資金等の各種商品提供に加え、国・県等の各種制度資金の取扱いを通して、地域農業の発展や農業基盤強化へ取り組んでいます。

また、鹿児島県立農業大学校をはじめ、担い手農業者向けの各種研修会へ本会職員を講師として派遣し、これからの本県農業を担っていく若い新規就農者・就農希望者等に対して、農業経営者としての育成を支援するなど、農業経営等にかかる支援を実施しています。



○ 担い手の金融ニーズへの取組み

「農業融資研修会」の実施や「ＪＡバンクニュース」の発行による情報提供を行うなど、県下全ＪＡに設置した「担い手金融リーダー」・「農業融資相談員」の相談機能の充実・強化に努めるとともに、担い手向け商品の提供など、「担い手のメインバンク」としての農業所得増大に向けた取組みを実施しています。

また、営農に必要な運転資金や農機具等の取得資金を積極的に対応し担い手の営農を支援しています。

○ 「営農サポートセンター」の取組み

農業法人に対する経営支援等を充実・強化するため、中央会・各連合会の共通部署として、「営農サポートセンター」を中央会に設置し、重点活動内容として、以下のことに取り組んでいます。

- ・ 農業法人設立支援
- ・ 農業法人に対応した事業システム構築と農業法人への事業提案
- ・ 農業法人に対する対応力の強化と事業基盤の再構築

○ J Aバンクアグリサポート事業の展開

J Aバンク（J A・信連・農林中金）では、農業・農村に対する貢献として、「J Aバンクアグリサポート事業」を展開し、取り組んでいます。

本会においては、農業担い手に対する支援として農業関連融資への利子補給・保証料助成を行っています。

また、農業および地域社会への貢献・支援のため、「食農教育応援事業」により小学校への食農・環境保全・金融経済にかかる教材本贈呈の取組みを行っています。

【 指定金融機関の指定状況 】

県下 43 市町村のうち 27 市町村から指定を受けています。（指定率 62%）

（令和 7 年 3 月末現在）

指定金融機関 J A	指 定 市 町 村	指定金融機関 J A	指 定 市 町 村
J A 鹿児島みらい	十島村	J A そお鹿児島	曽於市・志布志市・大崎町
J A いぶすき	指宿市	J A 鹿児島きもつき	錦江町・肝付町
J A 南さつま	南さつま市・南九州市	J A 種子屋久	中種子町・屋久島町
J A 北さつま	伊佐市・さつま町	J A あまみ	龍郷町・喜界町・徳之島町・ 天城町・伊仙町・和泊町・ 知名町・与論町
J A 鹿児島いずみ	阿久根市・出水市・長島町		
J A あいら	霧島市・始良市・湧水町		

【 インターネットを活用した金融サービスの提供 】

○ J Aバンクアプリ

キャッシュカードを保有する個人顧客を利用対象としており、口座残高・入金明細等の照会や、Pay B（ペイビー）による税金・公共料金等の支払いができるサービスを提供しています。

○ J Aネットバンク・J Aバンクアプリプラス

インターネットバンキング「J Aネットバンク」の提供を行っており、インターネットを通じてアクセスするだけで、お振込等各種サービスをご利用いただけます。

また、アプリ版の「J Aバンクアプリプラス」では、操作性が向上することから、より便利にご利用いただけます。

○ J Aネットローン

24 時間 365 日インターネットで気軽に住宅・マイカー・教育・リフォーム・多目的・フリー・カードローンを仮申込みできるサービスです。



【組織活動】

○ 県農協利用者年金友の会イベント

ＪＡで年金をお受け取りいただいている皆さまで構成する「年金友の会」会員の健康増進・親睦交流を目的として、「第11回ＪＡバンク鹿児島 年金友の会ゴルフ大会」、「第28回ＪＡバンク鹿児島 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会」を開催しました。

『第11回ＪＡバンク鹿児島 年金友の会ゴルフ大会』

開催日：令和6年10月10日
開催場所：溝辺カントリークラブ
参加者：参加40チーム 159名
優勝チーム：ＪＡ鹿児島きもつきＣチーム



『第28回ＪＡバンク鹿児島 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会』

開催日：令和6年11月27日
開催場所：かごしま健康の森公園
参加者：参加60チーム 310名
優勝チーム：伊崎田チーム（ＪＡあおぞら）



○ 信連会の開催

本会の取引先を会員とする「信連会」において、会員の事業・経営の維持拡大のための情報交換および相互研鑽をはかる異業種交流会として講演会を開催しました。

◆開催日：令和6年11月19日
講師：ヘルスケアオンライン(株)
代表取締役 谷田 昭吾 氏
テーマ：「変革する時代における成功法則
～タニタで学んだ世界一への“経営の秘訣”～」
参加会員数：38社



【文化的・社会的活動】

○ 地域イベントへの参加・支援

本県農業への理解を深め、農畜産物の消費拡大など本県農業の振興と地域発展をはかるため、中央会・各連合会と一体となって各種地域イベントに積極的に参加・支援を行っています。

○ CSR活動「育てよう笑顔」プロジェクトへの参画

地域社会に根差した協同組織として、JAグループ鹿児島のCSR活動「育てよう笑顔」プロジェクトに参画し、清掃活動を通じた環境への貢献に取り組んでいます。

○ スポーツを通じた地域密着の取組み

◆ 各種スポーツイベントへの協賛

「KKB小学生陸上フェスタ」「KKB企画全国高校野球選手権大会県予選大会特番」等に協賛しています。

○ 食農教育補助教材本の贈呈

「食農教育応援事業」の一環として、食農教育補助教材本の贈呈を、本会から県教育委員会に、JA本・支所から県内小学校465校（対象：高学年児童）に実施しました。

◆小学生向け贈呈部数 約17,000部



○ 広報・PR活動の展開

本県農業の振興やJAバンクのブランドイメージの向上をはかる取組みとして、テレビ・ラジオ番組でのCM放送や、新聞、ホームページ、SNSを活用した広報活動を展開しています。

- ◆ テレビ 各連統一広報番組 各種キャンペーンのご案内
スポットCM 各種キャンペーンのご案内
- ◆ ラジオ スポットCM 各種キャンペーンのご案内
- ◆ 新聞 新聞・広報誌 各種キャンペーンのご案内、年金友の会PR
- ◆ SNS Instagram <https://www.instagram.com/jabankkagoshima/>
- ◆ ホームページ JAバンク鹿児島 <https://www.jabank-kagoshima.or.jp/>

本会の活動については、
僕の日記「よりそうのかごしま日記」
(https://www.jabank-kagoshima.or.jp/info-shinren/info-shinren_category/diary)
に掲載されているからぜひ見てほしいそう！



【SDGsへの取り組み】

○ SDGsとは

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）といい、世界が2030年までに達成を目指す目標のことです。2015年9月のミレニアム開発目標を受け継ぎ、国際サミットが「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択しました。

SDGsで掲げている目標とは、誰も取り残さず、経済・社会・環境の面で持続可能な社会を目指すというものです。その目標達成に向け、17の目標が設定されています。これらは、2030年に「こうなりたい世界」の姿を表しており、全世界が目指すべき共通の目標（姿）です。



○ 本会の取り組み

本会は、SDGsの目標達成の実行手段としてのESG金融として、低炭素社会への取り組み「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や、質の高い安全な医薬品の提供への取り組み「3. すべての人に健康と福祉を」を実践している企業に対して融資を行っています。

令和4年度より、不要になった本を回収し、その換金額を犯罪被害に遭った方々への支援活動に活用する取り組み「ホンデリング（本の寄贈）」を行い、本年度は255冊の本をかごしま犯罪被害者支援センターへ寄贈しました。



本会の令和7年度の事業計画では『利用者がつながりたくなるJAバンク鹿児島』と『総合事業全体での経営戦略の高度化』を基に、金融サービスの提供を通じて、JAバンク鹿児島として、地域への貢献ならびにSDGsの達成を目指します。

8. トピックス

【ＪＡバンク自己改革への取組み】

ＪＡグループでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする「ＪＡグループ自己改革」に取り組んでいます。

本会といたしましても、「ＪＡバンク自己改革」の取組みにより、金融サービスの提供を通じて農業の振興と地域社会の発展に努めています。

「ＪＡバンク自己改革」の３つの柱

1. 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
2. ＪＡが営農・経済事業に全力投球できる環境整備
3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

農業関連融資の保証料助成・利子補給事業

ＪＡバンク鹿児島では「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向け、厳しい経営環境に直面する農業者の生産意欲と経営安定を金融面からサポートするため、「ＪＡバンク利子補給事業」および「保証料助成事業」に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等に伴う物価高騰、気象災害等の影響を受けた農業者への対策資金として、「災害緊急特別対策資金」「農業経営長期運転資金」にて対応しており、「県連利子補給」「災害緊急特別対策保証料助成事業」により、借入負担の軽減や資金繰り支援を行っています。

移動金融店舗車の配備

現在、県内７ＪＡにおいて、移動金融店舗車を配備し、地域を巡回し、組合員・利用者の皆様へ、貯金の入出金などの金融サービスを提供しています。

また、移動金融店舗車は大規模災害が発生した際には、被災地へ派遣し、被災された方への金融サービスを提供することとしています。



【配備ＪＡ】

鹿児島みらい、南さつま、さつま日置、北さつま、あいら、そお鹿児島、あおぞら

【主なサービス】

普通貯金（入出金）、定期貯金・定期積金（受入）等

【 地元プロスポーツ団体への協賛 】

J Aグループ鹿児島は、鹿児島ユナイテッドF C（サッカー）、鹿児島レブナイズ（バスケットボール）のオフィシャルスポンサーとして、地元プロスポーツ団体を応援しています。



【 J Aバンクキャッシュカードによる提携金融機関A T M利用手数料の無料化 】

J Aバンク鹿児島のキャッシュカードは、全国のJ A、J F マリンバンクのA T Mで、終日お引出手数料が無料でご利用いただけます。また、三菱U F J 銀行、鹿児島銀行（県内ファミリマート設置A T Mを含む）、ゆうちょ銀行の各A T Mで、平日日中（8:45～18:00）のお引出手数料が無料でご利用になれます。

【 各種キャンペーンの実施 】

<令和6年度実施>

『J Aバンク給与受取キャンペーン』	（令和6年4月～令和6年8月）
『J Aカード新規申込キャンペーン』	（令和6年4月～令和6年12月）
『よりそうキャンペーン（マイカー・教育・リフォームローン）』	（令和6年7月～令和7年4月）
『J A住宅ローンギフトカタログプレゼントキャンペーン』	（令和6年7月～令和6年12月）

<令和7年度実施予定>

『J Aバンクあなたの暮らしに+ J Aプレゼント』	（令和7年4月～令和8年3月）
『J Aカード新規申込キャンペーン』	（令和7年4月～令和7年12月）
『激アツ!! J Aグルメ定期貯金キャンペーン』	（令和7年6月～令和7年8月）
『J Aで年金受け取るんるんキャンペーン』	（令和7年6月～令和7年12月）
『よりそうキャンペーン』	（令和7年7月～令和7年9月）
	（令和7年12月～令和8年4月）
『J A住宅ローンわっぜよかどキャンペーン』	（令和7年7月～令和7年12月）



9. 主な事業のご案内

貯 金 業 務	会員である県下ＪＡからの貯金が大部分を占めていますが、その他、地方公共団体、県内の農業団体、関連企業、地場企業からも貯金をお預かりしています。
為 替 ・ 決 済 業 務	全国のＪＡをはじめ、すべての金融機関とオンラインシステムで提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。 ＪＡ貯金ネットサービスは、都銀・地銀をはじめとする民間金融機関７業態およびゆうちょ銀行とのＣＤオンライン提携を行っており、全国の民間金融機関およびゆうちょ銀行のＣＤ・ＡＴＭのご利用が可能です。
窓 販 業 務	地域の皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、国債および個人向け国債の窓口販売業務を行っています。
日本銀行歳入復代理店 ・ 指定金融機関業務	日本銀行歳入復代理店および鹿児島県後期高齢者医療広域連合、鹿児島県市町村総合事務組合の指定金融機関として、公金の取扱いを行っています。
融 資 業 務	ＪＡ、地方公共団体、県内農業団体、農業関連企業への融資をはじめ、地元一般企業ならびに県内に営業所を有する県外企業等との取引を行っています。 資金の種類は、運転資金等の短期資金のほか、事業にかかる設備資金等の長期資金もご利用いただいています。
受 託 貸 付 業 務	日本政策金融公庫（農林水産事業および国民生活事業）・住宅金融支援機構等の受託金融機関として、農業・地域の振興、住宅の建設、子弟の教育等に必要な長期低利な資金を取り扱っています。
資 金 証 券 業 務	余裕金の運用として、農林中金への預け入れおよび国債や株式等の保有を中心に、安全かつ効率的な運用を行っています。
指 導 ・ 相 談 業 務	ＪＡの信用事業運営を支援・指導する機関として、ＪＡの事業機能を強化するため、新商品・新機能の開発やＪＡ職員に対する教育研修、ＪＡからの金融相談対応などを行っています。
Ｊ Ａ 推 進 業 務	県下ＪＡと連携を図り、ＪＡがお客さまから「選ばれる金融機関」となるために、お客さまに満足していただける安心と信頼の窓口対応に対する取組みを行っています。 また、ＪＡ信用事業の拡大・伸長のために指導・推進支援等に取り組んでいます。

10. 主な取扱商品（県下ＪＡ・ＪＡ鹿児島県信連）

【貯 金】

（令和7年6月30日現在）

種 類	内 容	期 間	預入単位
普 通 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。 給与、年金などの自動受け取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 貯 金	普通貯金と同様にご利用いただけますが、無利息となります。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座	一冊の通帳に普通貯金と定期貯金がセットでき、さらに定期貯金の90%以内で最高300万円まで自動融資が受けられる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金で、毎日の最終残高に応じて金利が段階的に高くなります。	出し入れ自由	1円以上
当 座 貯 金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。	出し入れ自由	1円以上
納 税 準 備 貯 金	税金の納付に備えるための貯金で非課税の適用が受けられます。	払い出しは納税目的に限る	1円以上
通 知 貯 金	ごく短期間の運用に便利です。	7日以上	5万円以上
ス ー パ ー 定 期	最長10年間までお預け入れできる定期貯金で、期間3年以上のものはお利息を半年複利（個人のお客さま専用）で計算することができます。	1か月以上 10年以内	1円以上
期日指定定期貯金	お利息は1年複利で計算されますので有利です。 1年間の据置期間後は、いつでもお引き出しできます。 （個人のお客さま専用）	最長3年	1円以上 300万円未満
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	お預け入れの半年毎に適用金利の見直しを行います。	1年・2年・ 3年	1円以上
積 立 定 期 貯 金	目的に応じて毎月または随時積み立てる定期貯金です。	—	—
満 期 型	契約時に満期日を設定して積み立てます。	6か月以上 10年以内	1円以上
エ ン ド レ ス 型	積立期間や満期日の定めをしないで積み立てます。	無期限	1円以上
定 期 積 金	ご計画にあわせて毎月一定額を積み立てていく商品です。	6か月以上 10年以内	1,000円以上
定期積金（満期分散式）	ご計画にあわせて毎月一定額を積み立て、積立期間にあわせ毎年満期が到来する商品です。	2年以上 10年以内	1,000円以上

【国 債】

（令和7年6月30日現在）

種 類	期 間	申込単位	発 行	利払い	特 記
新 窓 販 国 債	2年・5年 10年	5万円以上 5万円単位	毎 月	年2回	障がい者等のマル優・特別マル優制度（各々350万円まで）がご利用いただけます。
個 人 向 国 債	3年・5年・ 10年	1万円以上 1万円単位	毎 月	年2回	

【投資信託】

ＪＡバンクが独自の基準で厳選したファンドを取り扱っています。（ＮＩＳＡ口座・つみたてサービス等）

（注）上記商品には、本会および一部ＪＡで取り扱っていないものも含まれています。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

【融 資】

■農業関連向けご融資

(令和7年6月30日現在)

種 類	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
農 業 近 代 化 資 金	本会の会員の皆さまおよび農業を営む方の運転資金・設備資金	各資金の貸付限度額内	20年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。 また、必要に応じて担保を提供していただきます。 必要に応じて保証・担保を提供していただきます。
アグリメイク資金			25年以内	
アグリパートナー資金			15年以内	
J A 新規就農応援資金	55歳未満の新規就農者の農業経営に必要な運転資金または農業関連設備の導入資金	1,000万円以内	12年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。 また、必要に応じて担保を提供していただきます。
農業経営長期運転資金	一定の災害により影響を受けた組合員に対する今後の事業改善のための資金	500万円以内	5年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
災害緊急特別対策資金	経済的打撃を受けた組合員に対する今後の事業改善のための資金	5,000万円以内	10年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
サツマイモ基腐病対策資金	令和3年度以降、サツマイモ基腐病の影響により、経済的打撃を受けた組合員のための資金	5,000万円以内	10年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。

■ローン

(令和7年6月30日現在)

種 類	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築資金や土地、建売・中古住宅の購入資金、他金融機関からのお借換え	10万円以上 20,000万円以内	3年以上50年以内 ※40年を超える案件は 新築住宅の建築・購入に限る。	・元利均等返済または 元金均等返済 (いずれもボーナス併用返済可)
リフォームローン	住宅の増改築、改修、補修、住宅関連設備資金 太陽光発電・オール電化資金	10万円以上 1,500万円以内	1年以上 20年以内	・元利均等返済 (ボーナス併用可)
ソーラーローン	太陽光発電システムの購入、それに伴うオール電化設備	10万円以上 1,000万円以内	1年以上 15年以内	・元利均等返済 (ボーナス併用可)
マイカーローン	自動車等の購入資金 修理、車検費用、運転免許取得費用、他金融機関からのお借換え	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 15年以内	・元利均等返済 (ボーナス併用可)
教育ローン（一般型）	入学金、授業料、学費および下宿代、寮費等	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 15年以内	・元利均等返済 (ボーナス併用可)
教育ローン（カード型）		10万円以上 700万円以内 (極度額)	1年（自動更新）	・約定返済（毎月）
フ リ ー ロ ー ン	資金使途自由 (ただし、他の借入れの返済金は除きます)	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済 (ボーナス併用可)
セカンドライフローン	資金使途自由 (ただし、事業性資金や他の借入れの返済金は除きます)	10万円以上 100万円以内	6ヶ月以上 5年以内	・元利均等返済
カ ー ド ロ ー ン	生活に必要な一切の資金	10万円以上 300万円以内（極度額）	1年（自動更新）	・約定返済（毎月）
営 農 ロ ー ン	農業生産・経営のための運転資金	10万円以上 500万円以内	1年（自動更新）	・随時返済（営農口座への入金方式）
ワイド営農ローン		10万円以上 1,000万円以内		
J A 農機ハウスローン	農機具購入費用等	個人1,000万円以内 法人1,800万円以内	1年以上 10年以内	・元利均等返済または 元金均等返済 (いずれもボーナス併用返済可)

(注) 上記商品には、本会および一部J Aで取り扱っていないものも含まれています。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

■一般企業等事業者向けご融資

(令和7年6月30日現在)

種 類	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法
法人 業 資 向 金	県内に住所または事務所のある法人で運転資金・設備資金等、幅広く事業に係る資金としてご利用いただけます。	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定させていただきます。	資金のお使いみち等に応じて、ご相談のうえ決定させていただきます。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定させていただきます。
個人 業 資 向 金	県内に住所を有する方で運転資金・設備資金・その他農業外の事業資金にもご利用いただけます。			

■代理貸付業務

(令和7年6月30日現在)

金 融 機 関 等	資 金 名
(株)日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	青年等就農資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金 等
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	フラット35（長期固定金利住宅ローン） ※資金使途：新築住宅取得、中古住宅取得、マンション購入
(株)日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	教育資金

【 サービス 】

(令和7年6月30日現在)

種 類	内 容
内 国 為 替	県内・全国のＪＡはもとより、国内の各銀行等への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
自 動 受 取	給料やボーナス、年金などがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれますので安心してご利用いただけます。
自 動 支 払	電気料、電話料、ＮＨＫ受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金などの月々のお支払いをご指定口座から自動的にお支払いしますので、払い込みの煩わしさが解消されます。
定 時 自 動 送 金	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。学費の仕送りや家賃などの振込に便利です。なお、曜日の指定もできます。
定 時 自 動 集 金	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。
ＪＡ キャ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	ＪＡのキャッシュカード１枚で、県内はもちろん全国のＪＡや銀行、信用金庫および信用組合などのキャッシュサービスコーナーで現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド (Ｊ Ａ カ ー ド)	ＮＩＣＯＳカード（ＶＩＳＡ）と提携し、日本国内はもちろん世界各国でショッピング、旅行、レジャーなどに幅広くご利用いただけます。また、全国のＪＡや提携カード会社のＣＤ・ＡＴＭで「キャッシングサービス」をご利用いただけます。
Ｋ － Ｎ Ｅ Ｔ 代 金 回 収 サ ー ビ ス	県内の各金融機関をはじめ全国の金融機関の取引口座から売掛代金の回収を行うサービスです。
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	会社や自宅にいながらにして、振込や振替、口座照会を行うことができるサービスです。
デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	お手持ちのキャッシュカードを利用して、暗証番号を入力するだけでお買い物ができ、代金を精算できるサービスです。
イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ (Ｊ Ａ ネ ッ ト バ ン ク) (法 人 Ｊ Ａ ネ ッ ト バ ン ク)	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
Ｊ Ａ バ ン ク で ん さい サ ー ビ ス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）で取り扱われる電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。

【商品・サービスご利用に際しての留意事項】

1. 貯金・ローン等の商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービスの特色を窓口にお問い合わせいただき、よくご確認の上ご利用下さい。
2. ローン等のご利用に際しましては、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額、現在のご利用額等にご留意下さい。

【本会の主要手数料一覧】

- * 下記手数料は、本会の主な手数料となっています。詳細は、窓口へお問い合わせ下さい。
また、JAの各種手数料につきましては、各JAの窓口にお問い合わせ下さい。
- * 下記手数料には消費税（10%）が含まれています。

■内国為替の取扱手数料

(令和7年6月30日現在)

		県内・県外系統(※1)宛振込		他行宛振込	
		3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
振込	窓口からの電信扱い	330円	550円	660円	880円
	窓口からの文書扱い	330円	550円	550円	770円
	自動化機器（現金、系統キャッシュカード利用）	110円	330円	440円	660円
	ファームバンキング(※2)	110円	330円	440円	660円
	JAネットバンク(※2)	55円	110円	330円	495円
	法人JAネットバンク(※2)	55円	110円	330円	495円
組戻料		1,100円			

※1 系統とは、農林水産系金融機関をいいます。

※2 ご利用に際しては、別途、手続および基本使用料（月額）等が必要です。

■振替決済サービス手数料

(令和7年6月30日現在)

定時自動集金	振替手数料（1件につき）	220円
--------	--------------	------

定時自動送金	系統あて送金	3万円未満	110円
		3万円以上	330円
	他金融機関あて送金	3万円未満	440円
		3万円以上	660円

■JAバンクでんさいサービス手数料

(令和7年6月30日現在)

	法人JAネットバンクを通じたご依頼(※1)	代行でのご依頼(※2)
発生・譲渡・分割・変更・保証・支払等にかかる1件あたり記録手数料	440円	1,100円

※1 JAバンクでんさいサービスは、法人JAネットバンクを利用したご依頼となります。

※2 お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

■未利用口座管理手数料(※)

(令和7年6月30日現在)

年間	1,320円
----	--------

※ 令和3年10月1日以降に開設した普通貯金・貯蓄貯金が対象になります。

■媒体持込手数料

(令和7年6月30日現在)

持込の都度	11,000円
-------	---------

■代金取立手数料

(令和7年6月30日現在)

種 類	取扱種別	適用単位	県内系統(※) 金融機関宛	県外系統(※) 金融機関宛	他金融機関宛
代金取立	至急扱い	1 通につき	440 円	880 円	880 円
	電子交換所手数料	1 通につき	660 円		

※ 系統とは、農林水産系金融機関をいいます。

■各種証明書発行手数料

(令和7年6月30日現在)

種 類		適用単位	金 額
貯金 融資	貯金残高証明書発行手数料(※)	1 通につき	440 円
	融資残高証明書発行手数料(※)		440 円
	利息支払証明書発行手数料		440 円
	融資予定(決定)証明書発行手数料		3,300 円

※ 貯金残高・融資残高の併記による場合は、1 通につき 880 円となります。
ただし、監査法人に対する同証明書発行については、1,100 円となります。

■各種手数料

(令和7年6月30日現在)

種 類		適用単位	金 額
貯金	通帳・証書再発行手数料	1 通(冊)につき	550 円
	小切手用紙交付料	1 冊につき	440 円
	約束手形用紙交付料	1 冊につき	550 円
	自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	550 円
	QRコード付小切手用紙交付料	1 冊につき	6,050 円
	QRコード付約束手形用紙交付料	1 冊につき	6,600 円
	QRコード付自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	660 円

■邦貨取扱手数料 (令和7年6月30日現在)

両替枚数	金額
1～ 100 枚	無料
101～ 200 枚	110 円
201～ 300 枚	220 円
301～ 400 枚	330 円
401～ 500 枚	440 円
501～ 600 枚	550 円
601～ 700 枚	660 円
701～ 800 枚	770 円
801～ 900 枚	880 円
901～1,000 枚	990 円
1,001 枚以上	1,100 円

■ATM手数料

(令和7年6月30日現在)

利用時間	適用単位	ご利用のカード	お引き出し	お預け入れ
平日 8:45～17:00	1取引につき	J A バ ン ク	無料	無料
		J F マ リ ン バ ン ク		ご利用できません。
		鹿 児 島 銀 行		
		三 菱 U F J 銀 行		
		ゆ う ち ょ 銀 行	110円	
		そ の 他 M I C S ※		

※ その他MICSとは、三菱UFJ銀行を除く都市銀行、鹿児島銀行を除く地方銀行、信託銀行、信用金庫、第二地銀、労働金庫等をいいます。

11. 組 織

【 役 員 】

(令和7年6月30日現在)

【経営管理委員会】		【理事会】	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
経営管理委員会会長	中 條 秀 二	代表理事理事長	青 山 健 司
経営管理委員	井手上 貢	代表理事専務	福 森 俊 一
経営管理委員	福 吉 秀 一	常 務 理 事	中 禮 誠
経営管理委員	柚 木 弘 文	【監事】	
経営管理委員	能 勢 新 市	役 職	氏 名
経営管理委員	春 田 和 則	代 表 監 事	山 下 良 行
経営管理委員	上 宗 光	主 任 監 事	竹 内 和 久
経営管理委員	山 野 徹	常 勤 監 事	上 山 隆 一
経営管理委員	中 野 正 治	監 事	下 口 和 幸
経営管理委員	岩 次 則	員 外 監 事	新 倉 哲 朗
経営管理委員	窪 田 博 州		
経営管理委員	海老原 涼 子		

【 会 員 数 】

(単位：会員)

資 格 別	令和5年度末	令和6年度末
正 会 員	20	20
准 会 員	75	74
合 計	95	94

【 職 員 数 】

(単位：人)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
男 子 職 員	60	61
女 子 職 員	59	61
合 計	119	122

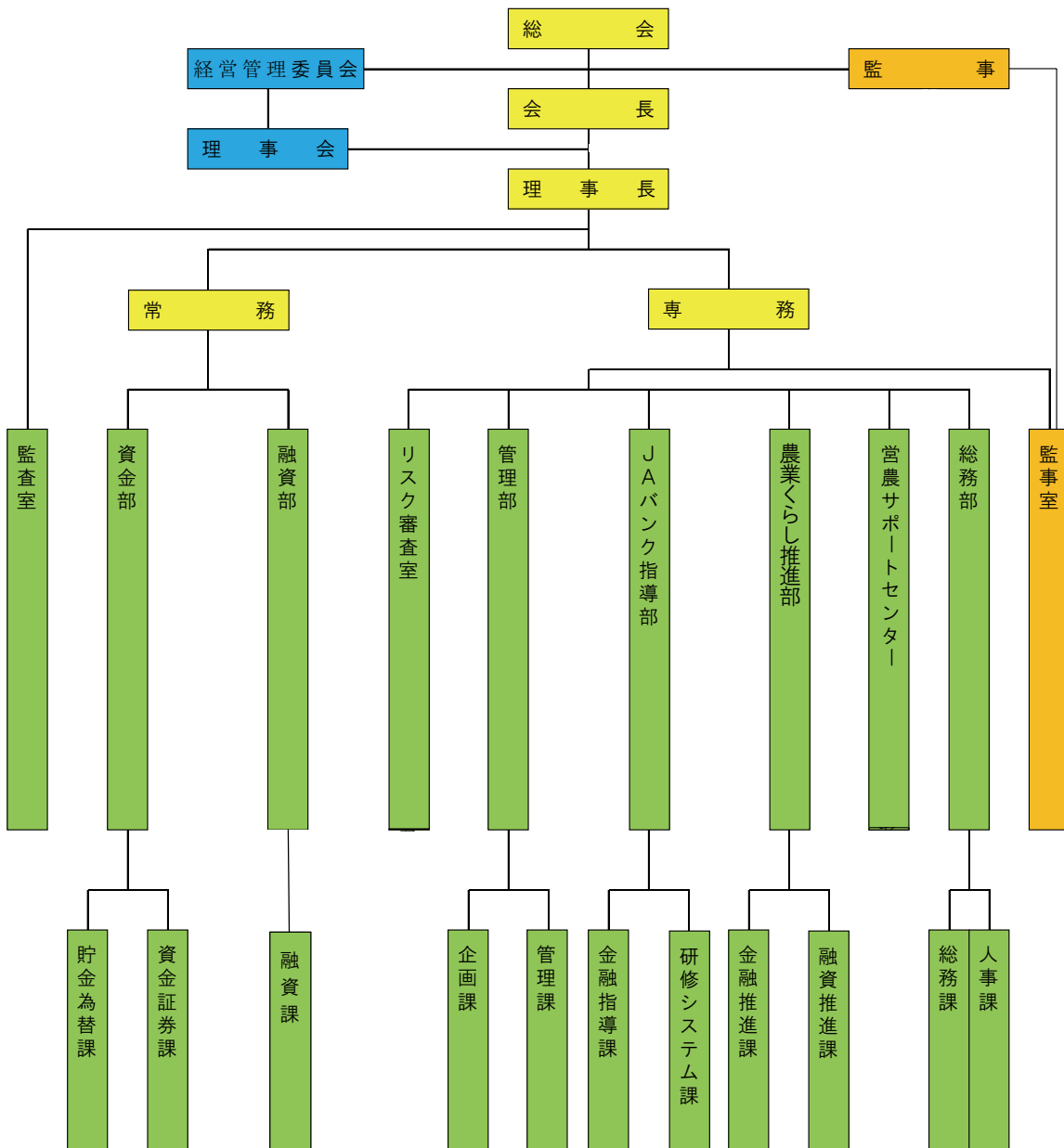
【 店 舗 】

(令和7年6月30日現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	鹿児島市鴨池新町 15 番地	(099) 258-5211

【機 構】

(令和7年6月30日現在)



(注) 営農サポートセンター、総務部、監事室は、各連共通です。

【特定信用事業代理業者の状況】

該当する取引はありません。

【自動化機器の設置状況】

(令和7年6月30日現在) (単位：台)

区 分	機種	店舗内	店舗外	合 計
信 連 設 置	A T M	2	0	2
J A 設 置	A T M	97	94	191

12. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、令和6年度における対象役員に対する支払総額は、次のとおりです。

なお、支払方法は、毎月所定日に指定口座への振込による現金支給のみです。

(単位：百万円)

	支給総額
	基本報酬
対象役員（注1）に対する報酬等	68

(注1) 対象役員は、経営管理委員13名、理事3名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(3) 対象役員の報酬等の決定等

役員報酬(基本報酬)は、経営管理委員各人別、理事各人別及び監事各人別に支給する報酬額を、理事会および経営管理委員会で協議し、総会において決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：本会の会員JA常勤理事の中から選出された委員7人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、本会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、本会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありません。

(注1) 「同等額」は、令和6年度に本会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

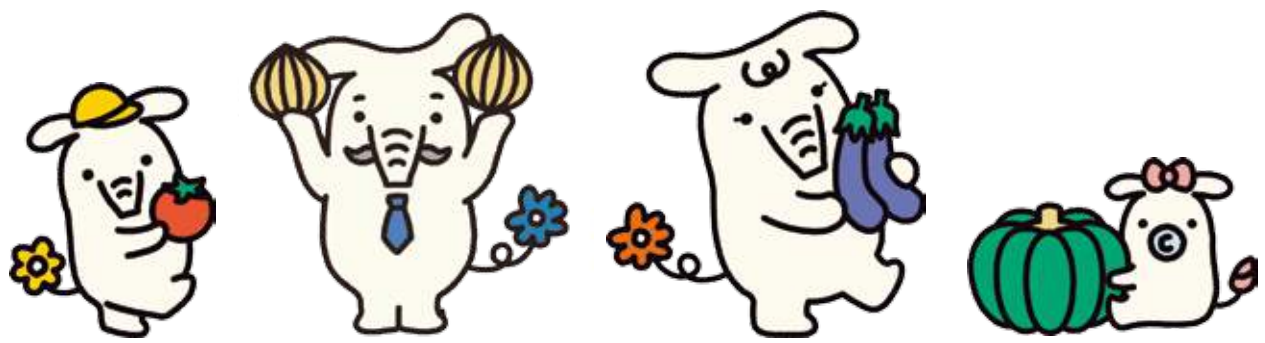
(注2) 令和6年度において本会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等受ける者はありません。

3. その他

本会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

13. 沿革・あゆみ

昭和23年	県農業会解散、県信連・県販連・ 県購連・県生産利用連発足	14年	J Aバンクシステム導入 ペイオフ一部解禁（定期性貯金）
33年	J A貯金100億円達成	15年	経営管理委員会制度の導入 信連貯金7,000億円達成
34年	財団法人県農業信用基金協会発足	16年	J A S T E Mシステム稼働
39年	全国農協貯金保護制度発足 信連貯金100億円達成	17年	ペイオフ全面解禁
42年	内国為替業務開始 J A貯金500億円達成	18年	ローンセンター稼働 信連貯金8,000億円達成
47年	J A貯金1,000億円達成	19年	現金メール業務取扱開始 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の 指定金融機関指定を受ける
48年	信連貯金500億円達成	20年	J AバンクC D・A T M利用手数料 無料化
49年	全国農協信用事業相互援助制度発足	21年	金融円滑化ご相談窓口の設置
50年	J A貯金2,000億円達成	22年	口蹄疫発生・奄美豪雨災害にともなう ご相談窓口の設置
52年	J A貯金3,000億円達成 「株式会社九州地区農協オンライン センター」設立	23年	鳥インフルエンザ発生・新燃岳噴火に ともなうご相談窓口の設置 J A S T E M新システムへの移行 全国統一事務手続等の導入 奄美豪雨災害にともなうご相談窓口 の設置
54年	全国銀行内国為替制度加盟	24年	年金センター稼働
55年	農協オンラインシステム稼働	25年	信連貯金9,000億円達成
56年	信連貯金2,000億円達成	26年	法人J Aネットバンク稼働
57年	J A貯金5,000億円達成 県内農協貯金ネットサービスおよび 自動化機器(C D)システム稼働	27年	J Aバンクでんさいサービス稼働
59年	全国農協貯金ネットサービス稼働	28年	信連貯金1兆円達成 リスク審査室、融資サポート部設置
61年	国債窓取取扱開始	29年	J A個人貯金1兆円達成
62年	鹿児島県信用事業情報システム (K I N G S)稼働 系統自動決済サービス開始	30年	J Aネットローン稼働
平成3年	業態間C Dオンライン提携取引 (M I C S)稼働 信連貯金5,000億円達成	令和元年	J Aバンクアプリ稼働
4年	新しい農協の愛称「J A」 ・J Aマークの導入	2年	テレビ会議システム稼働
6年	J A貯金1兆円達成	3年	J A貸出金3,000億円達成 住宅ローン（基金協会保証）の ネット取扱い開始
7年	K-N E T代金回収サービス稼働	4年	貸出システム（W E B受付サブシ テム）稼働
8年	新農協オンラインシステム稼働	5年	貸出システム（延滞債権管理サブシ テム）稼働 カードローンのネット取扱い開始
9年	農協法施行50周年	6年	食料・農業・農村基本法の改正 営業店システム稼働 J Aバンクアプリプラス稼働
10年	系統信用事業愛称「J Aバンク」導入		
11年	特例信連の指定を受ける		
12年	ファームバンキングシステム稼働 郵便貯金とのC D・A T M提携稼働 デビットカードシステム稼働		
13年	信連貯金6,000億円達成 J Aネットバンク稼働		



経営資料編—1 目 次

I. 決算の状況

1. 貸借対照表	39
2. 損益計算書	40
3. キャッシュフロー計算書	41
4. 剰余金処分計算書	42
5. 注記表	43
6. 財務諸表の適正性等にかかる確認	56
7. 会計監査人の監査	56

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57
2. 利益総括表	57
3. 資金運用収支の内訳	58
4. 受取・支払利息の増減額	58

III. 事業の概況

1. 貯金に関する指標	59
2. 貸出金等に関する指標	59
3. 有価証券に関する指標	62
4. 有価証券の時価情報等	63

IV. 経営諸指標

1. 利益率	65
2. 貯貸率・貯証率	65

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)	科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	549	512	貯 金	1,259,393	1,113,838
預け金	749,727	621,815	当座貯金	40,806	45,016
系統預け金	747,326	619,284	普通貯金	32,286	33,032
系統外預け金	2,400	2,531	別段貯金	1,545	1,531
買入金銭債権	1,179	459	定期貯金	1,184,647	1,034,174
金銭の信託	2,924	1,500	定期積金	107	83
有価証券	294,562	276,207	借入金	5,700	4,700
国 債	59,365	48,606	代理業務勘定	1	0
地方債	89,581	84,552	その他負債	1,303	1,673
金融債	10,270	5,911	貸付留保金	251	343
社 債	101,051	97,860	未払法人税等	3	35
外国証券	4,495	9,897	貯金利子諸税その他	1	1
株 式	2,373	2,065	従業員預り金	120	128
受益証券	27,424	27,314	仮受金	115	111
貸出金	220,324	204,514	その他の負債	0	0
手形貸付	2,394	2,295	未払費用	796	1,032
証書貸付	129,871	140,594	前受収益	11	13
当座貸越	6,011	5,982	未決済為替借	4	6
金融機関貸付	82,047	55,641	諸引当金	2,397	2,409
その他資産	1,814	1,894	相互援助積立金	2,028	2,028
差入保証金	0	0	賞与引当金	65	73
仮払金	1	0	退職給付引当金	228	240
その他の資産	1,063	916	特例業務負担金引当金	75	67
未収収益	719	942	債務保証	1,608	1,670
前払費用	12	12	負債の部合計	1,270,404	1,124,294
未決済為替貸	16	21	(純資産の部)		
有形固定資産	153	136	出資金	39,662	39,662
建 物	96	87	資本準備金	0	0
土 地	1	1	利益剰余金	19,615	19,797
その他の有形固定資産	55	47	利益準備金	8,046	8,206
無形固定資産	1	0	その他利益剰余金	11,569	11,591
ソフトウェア	1	0	経営基盤安定化積立金	4,250	4,450
外部出資	51,389	60,748	特別積立金	5,960	5,960
系統出資	49,284	58,643	当期末処分剰余金	1,359	1,181
系統外出資	2,104	2,104	(うち当期剰余金)	(753)	(303)
繰延税金資産	262	227	処分未済持分	△ 0	△ 0
債務保証見返	1,608	1,670	会員資本合計	59,277	59,459
貸倒引当金	△ 2,244	△ 2,254	その他有価証券評価差額金	△ 7,430	△ 16,319
			評価・換算差額等合計	△ 7,430	△ 16,319
			純資産の部合計	51,846	43,139
資産の部合計	1,322,251	1,167,433	負債及び純資産の部合計	1,322,251	1,167,433

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (自 令和 5年4月1日 至 令和 6年3月31日)	令和6年度 (自 令和 6年4月1日 至 令和 7年3月31日)
経常収益	7,381	7,588
資金運用収益	6,114	6,844
貸出金利息	1,390	1,369
預け金利息	15	306
有価証券利息配当金	1,417	1,395
その他受入利息	3,290	3,772
(うち受取奨励金)	(3,221)	(3,770)
(うち受取特別配当金)	(62)	-
役務取引等収益	89	104
受入為替手数料	27	49
その他の受入手数料	61	55
その他事業収益	725	43
受取出資配当金	691	11
受取助成金	30	26
国債等債券売却益	4	5
その他経常収益	452	596
貸倒引当金戻入益	138	-
株式等売却益	302	572
金銭の信託運用益	-	12
その他の経常収益	11	11
経常費用	6,755	7,158
資金調達費用	4,771	4,964
貯金利息	633	1,049
その他支払利息	4,137	3,915
(うち支払奨励金)	(4,131)	(3,908)
役務取引等費用	16	27
支払為替手数料	3	17
その他支払手数料	12	9
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	-	284
国債等債券売却損	-	284
経 費	1,662	1,629
人件費	838	856
物件費	772	728
税金	52	44
その他経常費用	305	251
貸倒引当金繰入額	-	229
株式等売却損	229	18
金銭の信託運用損	73	-
その他の経常費用	2	3
経常利益	625	429
特別利益	-	-
特別損失	0	-
固定資産処分損	0	-
税引前当期利益	625	429
法人税、住民税及び事業税	3	91
法人税等調整額	△ 131	35
法人税等合計	△ 127	126
当期剰余金	753	303
当期首繰越剰余金	606	878
当期末処分剰余金	1,359	1,181

3. キャッシュフロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	625	429
減価償却費	23	21
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 138	10
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 12	12
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	△ 22	0
資金運用収益	△ 6,114	△ 6,844
資金調達費用	4,771	4,964
有価証券関係損益（△は益）	△ 65	△ 329
金銭の信託運用損益（△は運用益）	73	△ 12
固定資産処分損益（△は益）	0	-
貸出金の純増（△）減	△ 13,092	15,810
預け金の純増（△）減	75,000	42,000
貯金の純増減（△）	△ 15,968	△ 145,554
借用金の純増減（△）	△ 3,400	△ 1,000
コールローン等の純増（△）減	1,510	720
事業分量配当金の支払額	-	△ 101
その他	61	223
資金運用による収入	6,025	6,640
資金調達による支出	△ 4,777	△ 4,727
小 計	44,500	△ 87,736
法人税等の支払額	△ 43	△ 60
事業活動によるキャッシュ・フロー	44,456	△ 87,796
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 41,009	△ 39,308
有価証券の売却による収入	7,181	18,180
有価証券の償還による収入	21,108	30,923
金銭の信託の増加による支出	△ 1,511	-
金銭の信託の減少による収入	1	1,436
固定資産の取得による支出	△ 32	△ 3
外部出資による支出	△ 0	△ 9,359
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,262	1,868
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△ 0	△ 0
出資配当金の支払額	-	△ 19
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 0	△ 19
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	30,194	△ 85,947
6 現金及び現金同等物の期首残高	81,047	111,242
7 現金及び現金同等物の期末残高	111,242	25,294

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	1,359	1 当期末処分剰余金	1,181
2 剰余金処分額	481	2 剰余金処分額	270
(1) 利益準備金	160	(1) 利益準備金	70
(2) 任意積立金	200	(2) 任意積立金	200
経営基盤安定化積立金	200	経営基盤安定化積立金	200
(3) 出資配当金	19	(3) 出資配当金	－
(4) 事業分量配当金	101	(4) 事業分量配当金	－
3 次期繰越剰余金	878	3 次期繰越剰余金	911

- (注) 1. 経営基盤安定化積立金の積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。
- (1) 積立目的 県内系統信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。
 - (2) 積立目標額 特別積立金の残高に達するまでの額
 - (3) 取崩基準 総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとする。
2. 出資金の配当率 令和5年度 … 年 0.05%
3. 事業の利用分量に対する配当の基準は、会員の1か年系統定期貯金の平均残高（中途解約、貯金担保貸付及び当座貸越の平均残高を控除する）に対し、次のとおりです。
- 令和5年度 … 年 0.010%

5. 注記表

【令和6年度】

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。
 ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10 年～50 年
その他	5 年～20 年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、本会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、将来の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた貸倒実績率の平均値に基づき計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。なお、一部の破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「鹿児島県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 227 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,254 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、678 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等の取引の担保として、預け金 66,009 百万円を差入れています。

(3) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	265 百万円
危険債権額	3,432 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	186 百万円
合計額	3,884 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 55,262 百万円です。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益はありません。

(2) 子会社等との取引による費用はありません。

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 219 百万円です。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

本会は、鹿児島県を事業区域として、県下のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを本会が預かる仕組みとなっています。

本会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式、債券及びデリバティブ取引等であり、運用目的で保有しています。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

本会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク審査室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告しています。さらに、与信管理の状況については、リスク審査室がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングしています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク審査室を通じ、定期的にリスク管理委員会に報告し、また、半期ごとに理事会へ報告しています。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

本会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

本会のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、当年度末現在で本会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で21,861百万円です。

なお、本会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	621,815	620,991	△ 824
買入金銭債権			
満期保有目的	459	457	△ 2
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	1,500	1,500	-
有価証券			
満期保有目的の債券	46,585	45,814	△ 771
その他有価証券	229,622	229,622	-
貸出金	204,514		
貸倒引当金	△ 2,254		
貸倒引当金控除後	202,259	200,098	△ 2,160
資産計	1,102,242	1,098,483	△ 3,758
貯金	1,113,838	1,112,402	△ 1,436
借入金	4,700	4,659	△ 40
負債計	1,118,538	1,117,062	△ 1,476

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	60,748 百万円

(注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年3月 31 日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資には、非上場株式 964 百万円を含めています。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	621,815	-	-	-	-	-
買入金銭債権 満期保有目的	-	266	192	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券のうち満期があるもの	7,398 17,974	5,698 14,980	16,133 9,357	8,300 7,112	4,000 23,349	5,100 164,327
貸出金	36,381	30,133	28,643	26,973	14,364	67,762
合 計	683,569	51,078	54,326	42,385	41,714	237,190

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 453 百万円については「1 年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 256 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	1,053,211	16	8	60,600	1	-
借 入 金	1,800	2,900	-	-	-	-
合 計	1,055,011	2,916	8	60,600	1	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益権証書が含まれています。以下(2)まで同様です。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	小 計	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地 方 債	3,021	2,940	△ 80
	社 債	37,564	36,935	△ 628
	外 国 証 券	6,000	5,937	△ 62
	買入金銭債権	459	457	△ 2
	小 計	47,044	46,271	△ 773
合 計		47,044	46,271	△ 773

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,572	1,118	453
	債 券			
	地 方 債	2,000	1,999	0
	社 債	488	487	0
	そ の 他			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	受 益 証 券	14,776	13,502	1,274
	小 計	18,836	17,108	1,728
	株 式	493	526	△ 32
	債 券			
	国 債	48,606	57,819	△ 9,212
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	地 方 債	79,530	84,591	△ 5,060
	金 融 債	5,911	6,301	△ 390
	社 債	59,807	62,102	△ 2,294
	外 国 証 券	3,897	4,000	△ 102
	そ の 他			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	受 益 証 券	12,538	13,492	△ 954
	小 計	210,785	228,833	△ 18,047
合 計		229,622	245,942	△ 16,319

(注) 1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」です。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	666	393	18
債 券	16,366	5	284
その他	1,149	179	-
合 計	18,181	577	303

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,500 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

本会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています。)を設けています。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため一般財団法人鹿児島県農協役職員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

本会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	228 百万円
退職給付費用	32 百万円
退職給付の支払額	0 百万円
制度への拠出額	△ 20 百万円
期末における退職給付引当金	240 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	634 百万円
年金資産	△ 393 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240 百万円

退職給付引当金 240 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 32 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、71 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金	439 百万円
相互援助積立金	575 百万円
未払奨励金	178 百万円
その他有価証券評価差額金	4,631 百万円
その他	180 百万円
繰延税金資産小計	6,004 百万円
評価性引当額	△ 5,776 百万円
繰延税金資産合計	227 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.27%
住民税均等割等	0.89%
評価性引当額の増減	2.37%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.11%
その他	△ 0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.47%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 27.66%から 28.38%に変更されました。この変更が計算書類に与える影響は軽微です。

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

【令和5年度】

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。
- ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、本会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、将来の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた貸倒実績率の平均値に基づき計上しています。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。なお、一部の破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。
- 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「鹿児島県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
- 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (8) 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 繰延税金資産 262 百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
- 翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
- しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 貸倒引当金 2,244 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、657 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等の取引の担保として、預け金 66,009 百万円を差入れています。

(3) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	259 百万円
危険債権額	2,970 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	211 百万円
合計額	3,440 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 53,240 百万円です。

(7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 9,294 百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益はありません。

(2) 子会社等との取引による費用はありません。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

本会は、鹿児島県を事業区域として、県下のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを本会が預かる仕組みとなっています。

本会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託により、運用しており、その構成資産は、株式、債券及びデリバティブ取引等であり、運用目的で保有しています。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

本会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク審査室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告しています。さらに、与信管理の状況については、リスク審査室がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングしています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク審査室を通じ、定期的にリスク管理委員会に報告し、また、半期ごとに理事会へ報告しています。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

本会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

本会のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、当年度末現在で本会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で17,136百万円です。

なお、本会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	749,727	749,495	△ 231
買入金銭債権			
満期保有目的	1,179	1,177	△ 1
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	2,924	2,924	-
有価証券			
満期保有目的の債券	40,688	40,571	△ 117
その他有価証券	253,873	253,873	-
貸出金	220,324		
貸倒引当金	△ 2,244		
貸倒引当金控除後	218,080	218,221	141
資産計	1,266,473	1,266,263	△ 209
貯金	1,259,393	1,259,327	△ 66
借入金	5,700	5,669	△ 30
負債計	1,265,093	1,264,997	△ 96

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	51,389 百万円

(注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年3月 31 日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資には、非上場株式 964 百万円を含めています。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	749,727	-	-	-	-	-
買入金銭債権 満期保有目的	525	-	287	367	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	2,198	8,398	5,698	13,033	6,800	4,600
その他の有価証券のうち満 期があるもの	25,073	21,263	17,182	9,307	7,152	174,309
貸出金	41,655	26,259	29,526	27,592	26,296	68,744
合 計	819,179	55,921	52,694	50,300	40,248	247,653

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 244 百万円については「1 年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 249 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	1,198,632	24	2	2	60,732	-
借 用 金	1,000	1,800	2,900	-	-	-
合 計	1,199,632	1,824	2,902	2	60,732	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益権証書が含まれています。以下(2)まで同様です。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	3,212	3,241	29
	社 債	7,093	7,110	16
	外 国 証 券	2,000	2,028	28
	小 計	12,306	12,380	74
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	26,882	26,709	△ 172
	外 国 証 券	1,500	1,481	△ 18
	買入金銭債権	1,179	1,177	△ 1
	小 計	29,561	29,368	△ 193
合 計		41,867	41,748	△ 119

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	2,249	1,300	948
	債 券			
	国 債	6,387	6,296	90
	地 方 債	22,118	22,016	102
	金 融 債	1,200	1,199	0
	社 債	13,502	13,490	11
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	そ の 他			
	受 益 証 券	10,796	8,889	1,906
	小 計	56,253	53,194	3,059
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	124	148	△ 24
	債 券			
	国 債	52,978	58,292	△ 5,314
	地 方 債	64,249	66,106	△ 1,857
	金 融 債	9,070	9,299	△ 228
	社 債	53,573	54,714	△ 1,141
	外 国 証 券	995	1,000	△ 4
	そ の 他			
合 計	受 益 証 券	16,628	18,549	△ 1,920
	小 計	197,620	208,110	△ 10,490
合 計		253,873	261,304	△ 7,430

(注) 1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」です。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	145	27	-
債 券	2,979	4	-
その他	4,059	275	229
合 計	7,185	306	229

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,924 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	一百万円

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

本会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています。)を設けています。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため一般財団法人鹿児島県農協役員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

本会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	240 百万円
退職給付費用	44 百万円
退職給付の支払額	△ 33 百万円
制度への拠出額	△ 23 百万円
期末における退職給付引当金	228 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	598 百万円
年金資産	△ 370 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	228 百万円

退職給付引当金 228 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 44 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、76 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	439 百万円
相互援助積立金超過額	561 百万円
未払支払奨励金	181 百万円
その他有価証券評価差額金	2,055 百万円
その他	187 百万円
繰延税金資産小計	3,424 百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 3,161 百万円
評価性引当額小計	△ 3,161 百万円
繰延税金資産合計	262 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 16.09%
事業分量配当金	△ 4.51%
住民税均等割等	0.61%
評価性引当額の増減	△ 29.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 20.40%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能されていることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月1日

鹿児島県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 青山 健司

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、及び注記表を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	8,277	8,087	7,314	7,381	7,588
経常利益	495	270	396	625	429
当期剰余金	443	300	463	753	303
(当期末処分剰余金)	(1,159)	(1,021)	(906)	(1,359)	(1,181)
出資金	39,662	39,662	39,662	39,662	39,662
(出資口数)	(3,966,229)	(3,966,227)	(3,966,226)	(3,966,225)	(3,966,224)
純資産額	57,181	54,240	50,508	51,846	43,139
総資産額	1,339,228	1,342,943	1,340,068	1,322,251	1,167,433
貯金等残高	1,261,050	1,273,709	1,275,362	1,259,393	1,113,838
貸出金残高	195,462	201,910	207,231	220,324	204,514
有価証券残高	219,586	267,443	281,191	294,562	276,207
剰余金配当金額	348	507	-	121	-
普通出資配当額	198	198	-	19	-
事業分量配当額	150	309	-	101	-
職員数	114	117	116	119	122
単体自己資本比率	13.27	12.93	13.00	13.20	14.25

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	1,354	1,891	537
役務取引等収支	72	76	4
その他事業収支	725	△ 241	△ 967
事業粗利益	2,152	1,726	△ 425
(事業粗利益率)	(0.17)	(0.14)	(△ 0.02)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
事業純益	236	97	△ 139
実質事業純益	489	97	△ 392
コア事業純益	485	376	△ 108
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	632	892	260

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	1,300,661	6,114	0.47	1,191,050	6,844	0.57
うち預け金	787,852	3,299	0.42	663,597	4,076	0.61
うち有価証券	297,523	1,417	0.48	306,793	1,395	0.45
うち貸出金	213,344	1,390	0.65	219,914	1,369	0.62
資金調達勘定	1,289,160	6,422	0.50	1,184,111	6,582	0.56
うち貯金・定積	1,283,053	4,764	0.37	1,181,648	4,958	0.42
うち借入金	8,538	—	—	4,872	—	—
総資金利ざや			△ 0.03			0.01

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△ 187	729
うち預け金	△ 304	777
うち有価証券	43	△ 22
うち貸出金	76	△ 21
支払利息	68	193
うち貯金・定積	68	193
差 引	△ 255	536

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ. 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
流動性貯金	64,168	(5.0)	67,844	(5.8)	3,675
定期性貯金	1,218,458	(95.0)	1,113,413	(94.2)	△ 105,045
その他の貯金	425	(0.0)	390	(0.0)	△ 34
計	1,283,053	(100.0)	1,181,648	(100.0)	△ 101,404
譲渡性貯金	-	(-)	-	(-)	-
合 計	1,283,053	(100.0)	1,181,648	(100.0)	△ 101,404

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
定期貯金	1,184,647	(100.0)	1,034,174	(100.0)	△ 150,472
うち固定金利定期	1,184,647	(100.0)	1,034,174	(100.0)	△ 150,472
うち変動金利定期	-	(-)	-	(-)	-

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	2,667	2,608	△ 58
証書貸付	128,268	141,935	13,667
当座貸越	6,278	5,963	△ 315
金融機関貸付	76,129	69,406	△ 6,723
割引手形	-	-	-
合 計	213,344	219,914	6,569

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
固定金利貸出	177,718	(80.7)	172,394	(84.3)	△ 5,323
変動金利貸出	42,605	(19.3)	32,119	(15.7)	△ 10,486
合 計	220,324	(100.0)	204,514	(100.0)	△ 15,810

(注) () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	1,431	1,458	27
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	30,516	30,120	△ 395
その他担保物	4,705	5,138	433
小 計	36,653	36,718	65
農業信用基金協会保証	239	372	132
その他保証	333	280	△ 53
小 計	573	652	79
信 用	183,097	167,143	△ 15,954
合 計	220,324	204,514	△ 15,810

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・有価証券等	-	-	-
動産・不動産	1,563	1,649	86
その他担保物	22	20	△ 2
小 計	1,586	1,670	84
信 用	21	-	△ 21
合 計	1,608	1,670	62

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
設備資金	28,326	(12.9)	27,798	(13.6)	△ 528
運転資金	191,997	(87.1)	176,715	(86.4)	△ 15,281
合 計	220,324	(100.0)	204,514	(100.0)	△ 15,810

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
農 業	2,423	(1.1)	2,667	(1.3)	244
林 業	-	-	-	-	-
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	3,048	(1.4)	4,027	(2.0)	978
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	1,380	(0.6)	1,150	(0.6)	△ 229
電気・ガス・熱供給・水道業	8,377	(3.8)	8,304	(4.1)	△ 73
運 輸 ・ 通 信 業	1,514	(0.7)	1,345	(0.6)	△ 169
卸売・小売・飲食業	4,507	(2.1)	3,698	(1.8)	△ 809
金 融 ・ 保 険 業	93,280	(42.3)	75,864	(37.1)	△ 17,415
不 動 産 業	6,013	(2.7)	6,147	(3.0)	133
サ ー ビ ス 業	23,961	(10.9)	22,656	(11.1)	△ 1,305
地 方 公 共 団 体	66,135	(30.0)	68,709	(33.6)	2,574
そ の 他	9,680	(4.4)	9,941	(4.8)	261
合 計	220,324	(100.0)	204,514	(100.0)	△ 15,810

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	3,115	3,047	△ 68
穀 作	867	818	△ 49
野菜・園芸	294	284	△ 10
果樹・樹園農業	10	10	-
工 芸 作 物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	1,527	1,590	63
養 鶏 ・ 養 卵	20	19	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	396	324	△ 72
農業関連団体等	11,909	12,354	444
合 計	15,025	15,401	376

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	15,025	15,401	376
農業制度資金	-	-	-
農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	15,025	15,401	376

- (注) 1. プロパー資金とは、本会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで本会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	6,489	6,917	428
その他	132	128	△ 3
合 計	6,622	7,046	424

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況(リレバン)

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和5年度	259	38	-	221	259
	令和6年度	265	32	23	209	265
危 険 債 権	令和5年度	2,970	1,792	57	1,113	2,964
	令和6年度	3,432	2,111	26	1,261	3,399
要 管 理 債 権	令和5年度	211	49	-	-	49
	令和6年度	186	186	-	-	186
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	211	49	-	-	49
	令和6年度	186	186	-	-	186
小 計	令和5年度	3,440	1,880	57	1,334	3,272
	令和6年度	3,884	2,330	50	1,470	3,851
正 常 債 権	令和5年度	218,632				
	令和6年度	202,482				
合 計	令和5年度	222,073				
	令和6年度	206,367				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

(10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	656	909	-	656	909	909	784	-	909	784
個別貸倒引当金	1,726	1,334	-	1,726	1,334	1,334	1,470	219	1,115	1,470
合 計	2,382	2,244	-	2,382	2,244	2,244	2,254	219	2,024	2,254

(11) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

(注) 個別貸倒引当金の目的取崩額と償却額を相殺して表示しています。

3. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	66,183	65,158	△ 1,025
地 方 債	87,985	92,870	4,884
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	10,495	9,109	△ 1,385
短 期 社 債	-	-	-
社 債	99,241	102,220	2,979
外 国 証 券	4,091	6,855	2,764
株 式	1,388	1,514	125
そ の 他 の 証 券	28,137	29,065	927
合 計	297,523	306,793	9,270

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国 債	1,501	-	992	7,799	11,687	37,383	-	59,365
地 方 債	7,516	7,529	615	23,468	31,089	19,362	-	89,581
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	4,195	-	989	3,183	1,901	-	-	10,270
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	12,100	31,534	24,235	20,143	7,787	5,248	-	101,051
株 式	-	-	-	-	-	-	2,373	2,373
外 国 証 券	-	2,495	2,000	-	-	-	-	4,495
そ の 他 の 証 券	-	6,998	4,412	4,451	4,346	1,531	5,683	27,424
令和6年度								
国 債	-	-	-	7,933	6,152	34,520	-	48,606
地 方 債	5,498	423	1,708	35,080	26,573	15,268	-	84,552
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	977	851	4,082	-	-	-	5,911
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	14,589	29,934	30,378	15,806	487	6,664	-	97,860
株 式	-	-	-	-	-	-	2,065	2,065
外 国 証 券	997	3,500	2,500	-	2,900	-	-	9,897
そ の 他 の 証 券	2,300	7,789	3,228	-	6,088	-	7,907	27,314

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

a 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

b 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	3,212	3,241	29	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	7,093	7,110	16	-	-	-
	外 国 証 券	2,000	2,028	28	-	-	-
	そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	12,306	12,380	74	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	3,021	2,940	△ 80
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	26,882	26,709	△ 172	37,564	36,935	△ 628
	外 国 証 券	1,500	1,481	△ 18	6,000	5,937	△ 62
	そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	28,382	28,190	△ 191	46,585	45,814	△ 771
合 計		40,688	40,571	△ 117	46,585	45,814	△ 771

c その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得価額	差 額	貸借対照表計上額	取得価額	差 額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株 式	2,249	1,300	948	1,572	1,118	453
	債 券	43,208	43,004	203	2,488	2,487	0
	国 債	6,387	6,296	90	-	-	-
	地 方 債	22,118	22,016	102	2,000	1,999	0
	金 融 債	1,200	1,199	0	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	13,502	13,490	11	488	487	0
	そ の 他	10,796	8,889	1,906	14,776	13,502	1,274
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 証 券	10,796	8,889	1,906	14,776	13,502	1,274
	小 計	56,253	53,194	3,059	18,836	17,108	1,728
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株 式	124	148	△ 24	493	526	△ 32
	債 券	179,871	188,412	△ 8,540	193,856	210,815	△ 16,958
	国 債	52,978	58,292	△ 5,314	48,606	57,819	△ 9,212
	地 方 債	64,249	66,106	△ 1,857	79,530	84,591	△ 5,060
	金 融 債	9,070	9,299	△ 228	5,911	6,301	△ 390
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	53,573	54,714	△ 1,141	59,807	62,102	△ 2,294
	そ の 他	17,623	19,549	△ 1,925	16,435	17,492	△ 1,056
	外 国 証 券	995	1,000	△ 4	3,897	4,000	△ 102
	そ の 他 の 証 券	16,628	18,549	△ 1,920	12,538	13,492	△ 954
	小 計	197,620	208,110	△ 10,490	210,785	228,833	△ 18,047
合 計		253,873	261,304	△ 7,430	229,622	245,942	△ 16,319

(2) 金銭の信託の時価情報

a 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,924	-	1,500	-

b 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

c その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.05	0.03	△ 0.02
純資産経常利益率	1.06	0.72	△ 0.34
総資産当期純利益率	0.06	0.02	△ 0.04
純資産当期純利益率	1.27	0.51	△ 0.76

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	17.5	18.4	0.9
	期 中 平 均	16.6	18.6	2.0
貯 証 率	期 末	23.4	24.8	1.4
	期 中 平 均	23.2	26.0	2.8

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

経営資料編－2 目 次

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況	66
2. 信用リスクに関する事項	70
3. 信用リスク削減手法に関する事項	76
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	77
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
6. CVAリスクに関する事項	80
7. マーケット・リスクに関する事項	80
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	80
9. 出資等または株主等エクスポージャーに関する事項	81
10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャーに関する事項	82
11. 金利リスクに関する事項	83

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

【自己資本比率の状況】

本会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.25%となりました。

【経営の健全性の確保と自己資本の充実】

本会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	鹿児島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	39,662 百万円（前年度 39,662 百万円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、本会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	59,156	59,459
うち、出資金及び資本準備金の額	39,662	39,662
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	19,615	19,797
うち、外部流出予定額(△)	121	-
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,937	2,812
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,937	2,812
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	62,093	62,271
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	0
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	62,091	62,271
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	465,998	433,331
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,324	3,468
信用リスク・アセット調整額	-	-
資本フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	470,322	436,799
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.20%	14.25%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、本会は国内基準を採用しています。

2. 本会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和5年度		
	エクスポート の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	549	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	64,638	-	-
我が国の地方公共団体向け	157,551	-	-
地方公共団体金融機構向け	3,996	399	15
我が国の政府関係機関向け	1,001	100	4
地方三公社向け	1,000	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	778,718	155,743	6,229
法人等向け	157,497	86,144	3,445
中小企業等向け及び個人向け	93	67	2
取立未済手形	16	3	0
信用保証協会等による保証付	312	31	1
出資等	3,866	3,866	154
(うち出資等のエクスポート)	3,866	3,866	154
上記以外	67,685	163,291	6,531
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート)	5,414	13,535	541
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート)	58,266	145,666	5,826
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート)	103	259	10
(うち上記以外のエクスポート)	3,900	3,830	153
証券化	4,921	984	39
(うち非STC要件適用分)	4,921	984	39
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	90,992	55,366	2,214
(うちルックスルー方式)	90,992	55,366	2,214
標準的手法を適用するエクスポート別計	1,332,840	465,998	18,639
合計 (信用リスクアセットの額)	1,332,840	465,998	18,639
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	4,324		172
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	470,322		18,812

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、本会では基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		512	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		57,851	-	-
我が国の地方公共団体向け		158,422	-	-
地方公共団体金融機構向け		3,997	399	15
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		652,565	131,283	5,251
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		18,245	4,420	176
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		124,967	52,434	2,097
中堅中小企業等向けおよび個人向け		26,458	21,612	864
不動産関連向け		5,910	5,890	235
（うち自己居住用不動産等向け）		51	36	1
（うち賃貸用不動産向け）		1,134	729	29
（うち事業用不動産関連向け）		4,724	5,125	205
劣後債権及びその他資本性証券等		1,490	1,490	59
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		3,861	1,958	78
取立未済手形		21	4	0
信用保証協会等による保証付		374	37	1
株式等		4,061	4,061	162
上記以外		65,402	161,399	6,455
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		5,614	14,035	561
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		58,331	145,828	5,833
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		52	130	5
（うち上記以外のエクスポージャー）		1,404	1,404	56
証券化		4,968	993	39
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）		4,968	993	39
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		75,473	51,765	2,070
（うちルックスルー方式）		75,473	51,765	2,070
標準的手法を適用するエクスポージャー計		1,186,341	433,331	17,333
合計（信用リスク・アセットの額）		1,186,341	433,331	17,333
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		3,468		138
所要自己資本額		リスク・アセット等 （分母）合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		436,799		17,471

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,468
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	138
B I	2,312
B I C	277

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しています。算出に使用する I L Mは告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

2. 信用リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

本会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備し、以下の内容により信用リスクを管理しています。

○リスクマネジメント規程等

- ・信用リスク管理の方針として、良質な貸出資産の積み上げを基本に、業種集中及び大口集中等によるリスクを回避することにより安定的な収益の確保をはかっています。
- ・与信先の債務償還能力に関して、定量的・定性的分析を行い合理的に判定するため、内部格付を実施しています。内部格付は、本会の統一的基準であり、内部格付に基づき「ポートフォリオマネジメントの実践」「自己査定の実施」「シーリングの設定」を行っています。
- ・資産の債務者区分・分類査定を行うため、自己査定を行っています。自己査定は、全ての資産を個別に検討・分析し、回収不能又は価値毀損の危険性の度合に応じて債務者区分・分類査定を行うものです。
自己査定を行うことにより、保有する信用リスクポートフォリオの適正な分析を通じて、回収不能・価値毀損の可能性を正しく認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保をはかっています。
- ・個別審査については、けん制機能を発揮させるために、一次審査部門と二次審査部門を分離し、審査会において、信用リスク・金利リスク等について審査しています。
- ・与信が特定業種・特定グループ等へ集中するリスクを回避するため、シーリングを行っています。シーリングにより、同一人等に対する信用供与等限度額を定めるなど、信用リスクの分散をはかっています。
- ・常勤理事や各部長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、本会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

○本会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に基づき計上しています。

- ・債権の償却・引当は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
- ・債務者区分は、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分です。
- ・正常先、要注意先に対する債権については、過去の貸倒実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる損失について、貸倒引当金を計上しています。
- ・破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、損失が見込まれるⅢ分類及び回収が不可能なⅣ分類について、債務者個別に貸倒引当金を計上しています。

【標準的手法に関する事項】

自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付または
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および延滞エクスポ
 ージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポージャー
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内		1,232,413	155,840	268,840	-	-	1,095,869	153,883	254,128	-	3,861
	国 外	4,513	-	4,513	-	-	10,029	-	10,029	-	-
地域別残高計		1,236,927	155,840	273,354	-	-	1,105,898	153,883	264,158	-	3,861
法 人	農 業	2,887	2,887	-	-	-	3,426	3,426	-	-	249
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	39,184	2,773	35,540	-	-	39,480	3,988	34,527	-	57
	鉱 業	400	-	400	-	-	400	-	400	-	-
	建設・不動産業	11,367	7,086	4,104	-	-	12,405	7,007	5,192	-	903
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	24,123	8,382	15,717	-	-	23,202	8,320	14,825	-	-
	運輸・通信業	13,232	1,515	11,500	-	-	14,962	1,395	12,409	-	-
	金融・保険業	69,890	26,051	43,758	-	-	749,649	25,001	43,072	-	223
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	43,762	37,375	6,305	-	-	41,322	34,709	6,207	-	2,327
	日本国政府・ 地方公共団体	222,190	66,162	156,027	-	-	216,274	68,751	147,522	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	1,943	-	-	-	-
	個 人	1,708	1,708	-	-	-	1,279	1,279	-	-	100
その他		808,179	1,896	-	-	-	1,552	-	-	-	-
業種別残高計		1,236,927	155,840	273,354	-	-	1,105,898	153,883	264,158	-	3,861
1年以下		40,919	15,596	25,323	-	-	628,600	13,126	21,127	-	-
1年超 3年以下		56,846	15,205	41,641	-	-	75,547	12,489	35,058	-	-
3年超 5年以下		45,376	16,426	28,949	-	-	62,258	25,737	36,521	-	-
5年超 7年以下		78,844	23,062	55,782	-	-	86,130	19,116	67,013	-	-
7年超 10年以下		90,767	37,123	53,643	-	-	85,778	47,818	37,960	-	-
10年超		94,073	26,061	68,012	-	-	83,207	16,730	66,477	-	-
期限の定めのないもの		830,098	22,365	-	-	-	84,374	18,864	-	-	-
残存期間別残高計		1,236,927	155,840	273,354	-	-	1,105,898	153,883	264,158	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ
 ージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含み
 ます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んで
 います。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束
 する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債
 権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	656	909	-	656	909	909	784	-	909	784
個別貸倒引当金	1,726	1,334	-	1,726	1,334	1,334	1,470	219	1,115	1,470

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	1,726	1,334	-	1,726	1,334		1,334	1,470	219	1,115	1,470	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		1,726	1,334	-	1,726	1,334		1,334	1,470	219	1,115	1,470	
法人	農 業	200	205	-	200	205	-	205	218	-	205	218	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	15	-	-	15	-	15	10	-	15	10	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	502	67	-	502	67	-	67	383	-	67	383	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	151	157	-	151	157	-	157	199	-	157	199	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	817	843	-	817	843	-	843	615	219	624	615	-
	日本国政府・ 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		44	45	-	44	45	-	45	43	-	45	43	-
業種別計		1,726	1,334	-	1,726	1,334	-	1,334	1,470	219	1,115	1,470	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	512	-	512	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	57,851	-	57,851	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	158,422	-	158,422	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	3,997	-	3,997	-	399	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	652,565	-	652,538	-	131,283	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	18,245	-	18,245	-	4,420	24
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	123,164	6,237	122,623	1,802	52,434	42
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	26,094	512	25,475	363	21,612	84
（うちトラランザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20~150	5,910	-	5,898	-	5,890	100
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	51	-	51	-	36	70
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	1,134	-	1,132	-	729	64
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	4,724	-	4,713	-	5,125	109
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,490	-	1,490	-	1,490	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	2,390	13	2,363	0	1,958	83
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	21	-	21	-	4	20
信用保証協会等による保証付	0~10	374	-	374	-	37	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	4,061	-	4,061	-	4,061	100
上記以外	100~1250	65,402	-	65,402	-	161,399	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	5,614	-	5,614	-	14,035	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	58,331	-	58,331	-	145,828	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	52	-	52	-	130	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,404	-	1,404	-	1,404	100
証券化	-	4,968	-	4,968	-	993	20
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	4,968	-	4,968	-	993	20
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	75,473	-	75,473	-	51,765	69
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	433,331	-

（注）最終化されたバゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）											
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,851	-	-	-	-	-	57,851						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	158,422	-	-	-	-	-	-	158,422					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	3,997	-	-	-	-	-	3,997					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	644,798	7,720	20	-	-	-	-	-	652,538				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	10,526	7,718	-	-	-	-	-	-	18,245				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,845	67,367	800	-	-	8,377	-	-	2,034	124,426			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	1,490	-	-	-	1,490							
株式等	-	-	4,061	-	-	4,061							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	78	728	25,032	25,839								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	-	-	51
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60.00%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産等向け）	233	164	-	177	-	139	-	-	416	-	-	1,132	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	331	34	4,150	-	198	-	4,713						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,299	574	489	0	2,363								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	512	-	-	-	-	512							
取立未済手形	-	-	21	-	-	21							
信用保証協会等による保証付	-	374	-	-	-	374							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	224,897	224,897
	2%	-	-	-
	4%	-	-	-
	10%	-	5,339	5,339
	20%	37,122	782,245	819,367
	35%	-	-	-
	50%	72,803	-	72,803
	75%	-	93	93
	100%	1,967	48,673	50,641
	150%	-	-	-
	250%	-	63,784	63,784
	その他	-	-	-
合 計		111,893	1,125,033	1,236,927

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	922,966	-	-	922,739
40%～70%	69,546	13	100	69,545
75%	810	68	100	879
80%	-	-	-	-
85%	24,313	361	59	24,075
90%～100%	8,368	6,317	30	9,715
105%～130%	4,578	-	-	4,567
150%	2,177	0	100	2,177
250%	4,061	-	-	4,061
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	34	3	100	37
合 計	1,036,859	6,763	32	1,037,799

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。本会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	1,000	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	490	3,511	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	29	-
合 計	490	4,540	-

- (注) 1. 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	25	3,511	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	523	15	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	548	3,526	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

本会では、派生商品取引に関して、余裕金の運用方針に基づき運用限度額を設定し、運用しています。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【リスク管理の方針及びリスク特性の概要】

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

本会は、証券化取引において投資家の立場であり、オリジネーターとなることはありません。

本会は、「証券化案件にかかる管理要領」に基づき、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後のモニタリング等の取扱いを整備しており、内包されるリスクや構造上の特性等にかかる分析等を行っています。

【体制の整備及びその運用状況の概要】

証券化案件の取得については、フロント部署が裏付資産の状況・パフォーマンス、各商品に内包されるリスクや構造上の特性等の分析を行うほか、通常時およびトリガーイベント発生時のウォーターフォールや損失分配ルール等の証券化案件に固有の構造上の特性に関する情報を把握・分析しており、審査部署がリスクの特定や信用補完措置と劣後比率の水準などのリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資可否を審査しています。また、期中管理として定期的なモニタリングを実施しており、四半期毎に対象案件のレビュー結果をリスク管理委員会へ報告しています。

【信用リスク・アセットの額算出方法の名称】

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

【証券化取引に関する会計方針】

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

【証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

【内部評価方式の概要】

本会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- (1) 本会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(2) 本会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バランス	クレジットカード与信	899	-	380	-
	住宅ローン	221	-	128	-
	自動車ローン	2,930	-	3,719	-
	その他	869	-	740	-
	合 計	4,921	-	4,968	-
オフ バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

[令和5年度]

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	4,921	39	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合 計	4,921	39	合 計	-	-
オフ バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合 計	-	-	合 計	-	-

[令和6年度]

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	4,968	39	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合 計	4,968	39	合 計	-	-
オフ バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合 計	-	-	合 計	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- c 自己資本比率告示第 224 条並びに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。
- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. CVA リスクに関する事項

【CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全な BA-CVA、限定的な BA-CVA 又は簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要】

本会は CVA リスク相当額を「簡便法」により算出します。なお、対象となる取引はありません。

【CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）】

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことで、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行います。

7. マーケット・リスクに関する事項

本会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

本会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○リスクマネジメント規程等

〔事務リスク〕

- ・ 事務リスク管理の方針として、事務リスクは全ての業務に存在していること及び事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じています。
- ・ 内部監査及び自己点検等を通じた事故防止・事務能力向上をはかっています。
- ・ 要領・手続の整備、事務指導、研修等を実施し、リスクの軽減をはかっています。

〔システムリスク〕

- ・ システムリスク管理の方針として、リスクが顕在化した場合の影響が広域化・深刻化することを認識し、発生防止及び緊急時の対応等において、本会に適した手法の検討・整備をすすめています。
- ・ オンラインシステムについては、(株)九州地区農協オンラインセンター、農中情報システム(株)及び農林中央金庫と連携し管理を行っています。
- ・ 本会電算システムについては、「情報システム運営管理要領」に基づきリスクの軽減をはかっています。
- ・ 情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティーポリシー」を定め、適切な情報資産の保護を行っています。

〔法務リスク・人的リスク〕

- ・法務リスク・人的リスク管理の方針として、本会の社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令やルールを厳格に遵守した誠実かつ公平な事業運営を遂行しています。
- ・法令等遵守(コンプライアンス)態勢については、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」の実践により、態勢の充実に取り組んでいます。
- ・定款・諸規程等の制定・改廃においては、リーガルチェック（法的根拠、定款・諸規程等との整合性等）を行っています。

【B Iの算出方法】

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しています。

【I L Mの算出方法】

I L M（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無】
該当ありません。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）】
該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

【出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。本会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク審査室が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議等を通じて財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

（1）出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価 評価額	貸借対照表 計上額	時価 評価額
上場	2,373	2,373	2,065	2,065
非上場	51,389	51,389	60,748	60,748
合 計	53,762	53,762	62,813	62,813

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
27	-	-	393	18	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
948	24	453	32

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	54,821	51,765
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

11. 金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により被るリスクのことです。

本会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
本会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理の方針に関する説明
本会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の計測・分析などを行いリスク管理に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
本会は、金利リスクの削減手法として、金利スワップ等のヘッジ手段を用いる体制を整備しています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

【金利リスクの算定手法の概要】

本会は、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.114年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は4年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NIII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の前事業年度末からの主な変動要因は、貸出金および有価証券等運用残高の減少およびデュレーションの短縮によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

【 Δ EVE および Δ NI1 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項】

▶ 金利ショックに関する説明

経済資本管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

▶ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NI1 と大きく異なる点)

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NI1	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,432	21,873	2,796	3,028
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	13,096	14,815		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,432	21,873	2,796	3,028
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	62,271		62,091	

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 Δ NI1」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	36
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	35
(3) 会計監査人の名称	56
(4) 事務所の名称及び所在地	35
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	36
2 主要な業務の内容	29
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	16～17
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	17、57
b 経常利益又は経常損失	57
c 当期剰余金又は当期損失金	17、57
d 出資金及び出資口数	57
e 純資産額	57
f 総資産額	57
g 貯金等残高	16、57
h 貸出金残高	16、57
i 有価証券残高	16、57
j 単体自己資本比率	17、57
k 剰余金の配当の金額	57
l 職員数	57
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	57～58
b 貯金に関する指標	57、59
c 貸出金等に関する指標	57、59～62
d 有価証券に関する指標	58、63～64
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	5～6
(2) 法令遵守の体制	7～12
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	18～26
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11、20

